

平成29年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第6日目）

本日の会議 平成29年3月21日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員長	中 村 美 穂
委員	安 部 都	委員	安 藤 克 彦
委員	金 子 恵	委員	岩 永 政 則
委員	山 口 憲一郎	委員	堤 理 志

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	中 山 庄 治	係 長	細 田 浩 子
--------	---------	-----	---------

説明のため出席した者

教育委員会次長	帯 田 由 寿	教育委員会理事	近 藤 徳 雄
---------	---------	---------	---------

(教育総務課)

課 長	宮 司 裕 子	係 長	和 田 久 美 子
-----	---------	-----	-----------

係 長	金 子 寛 之
-----	---------

(学校教育課)

係 長	木 須 美 樹
-----	---------

(生涯学習課)

課 長	山 口 利 弘	参 事	原 口 哲 也
-----	---------	-----	---------

課長補佐	渡 辺 房 子	課長補佐	細 田 愛 二
------	---------	------	---------

主 査	廣 橋 慶 三
-----	---------

会計管理者	谷 本 清
-------	-------

(会計課)

課長補佐	森 本 陽 子
------	---------

農業委員会局長	森 省 二
---------	-------

(農業委員会)

課長補佐	村 田 佳 美
------	---------

(議会議務局)

課 長 富 永 正 彦 (監査事務局長を兼任)

(監査事務局)

係 長 後 藤 理 子

本日の委員会に付した案件

議案第 17号 平成29年度長与町一般会計予算

開 会 9時28分

散 会 15時42分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。本日も議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算の件を議題といたします。定足数に達しておりますので、今から開会をいたします。

それでは、早速、審査に入りたいと思います。本日は教育委員会の教育総務課から審査を行いたいと思います。議案の説明を求めます。

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

おはようございます。それでは、教育委員会教育総務課、学校教育課関係の平成29年度当初予算につきまして説明いたします。

まず歳入歳出の総額ですけれども、歳入は教育総務課で7,302万1,000円、学校教育課136万円となっております。前年度と比較しますと教育総務課で7,901万4,000円の減額、学校教育課で136万円の増額となっております。歳出は、教育総務課が5億9,957万5,000円、学校教育課が7,413万円となっております。前年度と比較しますと教育総務課で1億7,542万4,000円の減額、学校教育課で5,533万4,000円の増額となっております。教育総務課の減額については、長与中学校体育館床改修工事と長与第二中学校校舎外壁改修工事の終了に伴う減額と人事異動に伴う事務分担の見直しに伴い、学校教育課へ予算を移したことに伴う減額となっております。

それでは、まず予算書の8ページをお開きください。第2表地方債でございます。表の7段目になります小学校施設整備事業は洗切小学校体育館屋根改修工事に充当するものでございます。続きまして、事項別明細書の歳入につきましてご説明いたします。12、13ページをお開きください。11款1項3目教育費負担金1節教育総務費負担金はスポーツ振興センター共済保護者負担金になります。これは小中学生にかけております共済の保護者負担金で、要保護、準要保護の児童生徒分を除く2,957名分の負担金を計上しております。20、21ページをお開きください。13款2項5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金は要保護児童生徒援助費補助金54名分を、特別支援教育就学奨励費補助金は23名分を計上しております。2節中学校費補助金は要保護児童生徒援助費補助金26名分を、特別支援教育就学奨励費補助金は13名分を計上しております。28、29ページをお開きください。15款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の4段目奨学資金貸付基金運用収入と最終行、教育振興基金運用収入はそれぞれ存目予算でございます。16款1項6目教育費寄附金の1節小学校費寄附金から2節中学校寄附金につきましては存目予算でございます。30、31ページをお開きください。17款2項6目教育振興基金繰入金1節教育振興基金繰入金のうち教育総務課分、3,525万円を洗切小学校体育館屋根改修工事と長与北小学校校舎屋上防水対策工事の設計、監理及び工事費に充当予定といたしております。34、35ページをお開きください。19款5項1目雑入1節雑入の上から14行目、長崎縣市町村振興協会国際交

流事業補助金のうち46万4,000円を英語推進事業の一部に充当することとしております。36、37ページをお開きください。20款1項4目教育債1節小学校施設整備事業債は洗切小学校体育館屋根改修工事費に充てる起債でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に歳出につきまして説明させていただきます。152、153ページをお開きください10款1項1目教育委員会費になります。前年比で33万7,000円の増でございますが旅費の増額が主な理由でございます。その他については経常的な経費になります。154、155ページをお開きください。10款1項2目事務局費になります。前年度比で5,098万円の増額でございますが、今年度より事務分担の見直しに伴い予算を教育総務課から学校教育課へ移したことに伴うものと英語推進事業の増額が主な要因でございます。1節の1番下の外国語指導助手報酬につきましては、ALTを各中学校へ1名ずつ配置するため新たに2名分を計上するものです。2節給料から4節共済費は、教育長、教育次長、教育総務課職員5名及び学校教育課職員6名分でございます。4節共済費の社会保険料は、学校教育相談員2名、ALT2名分でございます。7節賃金は、長与検定の年4回の採点時のパート賃金と就学时健康診断時のパート賃金を計上しております。児童生徒補助支援員賃金は、教員補助員5名、特別支援教育支援員の小学校12名分、中学校5名分を計上しております。8節報償費は今年度新たに行うイングリッシュアドベンチャー事業を行うときの講師謝礼分を計上しております。次のページの9節旅費の費用弁償は、新規のALT2名分の来日時のオリエンテーション代を計上しております。13節委託料の知能・学力・進路適正検査委託料から教職員各種検診委託料は学校教育課へ予算を移した際にこちらに移ってきているものです。14節使用料及び賃借料の住宅借上時敷金権利金はALT2名分の住宅の敷金礼金でございます。19節負担金、補助及び交付金の1番上の外国青年招致事業負担金でございますが、ジェットプログラム会費と渡航費用負担金です。また遠距離通学費補助金につきましては、洗切小7名、北小10名、長与中学校38名、第二中学校23名分を計上しております。158、159ページをお開きください。3目教育振興基金25節積立金の教育振興基金積立金は存目予算でございます。

次に10款2項1目小学校管理費でございます。前年度比で3,950万2,000円の増となっておりますが、洗切小学校体育館改修工事と長与北小学校校舎屋上防水工事の増額が主な要因でございます。8節報償費の学校評議員報償費につきましては学校評議員を各校3名分で計上しております。160、161ページをお開きください。13節委託料の設計監理委託料は洗切小学校体育館屋根改修工事の設計と監理業務委託料、それと長与北小学校の校舎屋根防水工事の設計監理業務委託料を計上しております。15節工事請負費の屋内運動場整備工事費が洗切小学校の改修工事になります。こちらの工事は老朽化により雨漏り箇所が多く、補修を繰り返し行ってきましたが、屋根材が塗装補修では対応できない状態ですので、カバー工法によるガルバリウム鋼板を既存の屋

根の上に設置するものです。また、照明をLED照明に取りかえるととも落下防止対策を計画しております。工期は夏休みを含む2か月半を予定しております。校舎整備工事費は、長与北小学校校舎屋上防水工事を行うもので、校舎管理棟、昇降口棟における屋根の防水層の大部分が経年劣化により剥がれ、雨が降るたびに雨漏りをしている状況です。毎年、部分的な応急処置で対応しておりますが、校舎の構造体に直接雨水が浸透しているため内部設備にも影響を及ぼしている状況です。工事内容としては、屋上の平場部分に機械的固定法で防水型の塩ビシートを施工し、パラペットの天端分にウレタン塗装防水の塗り直しを実施するもので、工期は夏休みを含め約2か月を予定しております。16節の原材料費から19節負担金、補助及び交付金までは経常的な経費でございます。162ページ、163ページの2目小学校教育振興費でございます。前年比で198万円の減となっておりますが、こちらはシーリングによる減額でございます。8節報償費の子どもと親の相談員は5名分でございます。20節扶助費の要保護、準要保護児童就学援助費でございますが、要保護対象者数は54名分で、準要保護は298名分の計352名分を計上いたしております。特別支援学級生徒就学援助費は23名分を計上しております。

次に10款3項1目中学校管理費でございます。前年比で1億5,079万4,000円の減額となっておりますが、昨年度行った長与中学校と長与第二中学校の改修工事の終了に伴う減額が主な要因でございます。164、165ページをお開きください。13節委託料の点検業務等委託料につきましては、高田中学校のガス抜き等の点検を年2回行うものでございます。15節工事費の屋外附帯施設整備工事費は第二中学校の屋外トイレの基礎、給排水設備工事でございます。校舎整備工事費は、長与中学校の防排煙連動制御盤改修工事と揚水ポンプの取替工事を行うものでございます。16節原材料費に第二中学校の屋外トイレの建築資材を計上しております。18節備品購入費から19節の負担金、補助及び交付金までは経常的な経費でございます。下段の2目中学校教育振興費でございます。前年比1,539万4,000円の減となっております。昨年は、中学校の教科書改訂の年度であったため教科書と指導書を購入したことが主な減額の要因でございます。8節報償費の心の教室相談員は3名分でございます。11節需用費から18節備品購入費までは経常的な経費でございます。20節扶助費の要保護、準要保護対象数でございますが、要保護対象数は26名、準要保護対象数は211名の計237名分を計上いたしております。168、169ページをお開きください。10款5項1目奨学金でございます。奨学資金運営委員会委員の5名分の報酬及び費用弁償と積立金の存目予算でございます。次に186、187ページをお開きください。10款7項3目学校給食費でございます。前年比で623万6,000円の増でございますが、給食用備品購入で老朽化によりスチームコンベクションオーブンを購入することが主な要因でございます。1節報酬は学校給食運営委員会の1回分を計上、8節の報償費は給食献立委員謝礼を11回分計上、講師謝礼は2名分を計上、9節旅費は給食運営委員会の

費用弁償を計上しております。11節の需用費から次のページの19節の負担金、補助及び交付金までは給食調理に関する経常的な経費を計上しております。次に212、213ページをお開きください。債務負担行為の平成29年度以降にわたる調書でございます。上から4段目と5段目になります。中学校で218台と小学校で362台のパソコンとタブレット70台の電算機器借上料の債務負担の限度額でございます。

続きまして、主要な施策に関する説明書の21、22ページに教育総務課、25、26ページに学校教育課を載せておりますので、ご参照ください。28ページからは、各種一覧表が添付されております。また、44ページには、長期継続契約予定一覧表が掲載されておりますが、下から2段目が教育総務課所管分になります。45、46ページには基金の状況が記載されており、8段目の教育振興基金と最終行の奨学資金貸付基金が教育総務課関係の基金になりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。

まず、歳入の部、教育総務課と学校教育課、合わせて説明がありましたので、質疑についてもそのように合わせてやっていきたいと考えております。まず、歳入からいきます。12、13ページ、ここで何かありましたらどうぞ。次、20、21ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

メモをし損ねて、もう一度答弁をお願いしたいんですが、21ページの教育費国庫補助金の小学校費補助金、要保護生徒援助が54、もう一つ特別支援の方ですか。このところで人数を言われたと思うんですが、もう一度お願いできないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

23名分でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次に28、29、基本的には存目計上です。次行きます。30、31、いいですか。次に34、35、いいですか。36、37。なければ歳出行きます。152、153、この1番下段から次の上段の部分までです。なければ2目事務局費。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

155ページの3節職員手当のところの1番下の義務教育等教員特別手当というところがありますけど、去年と名称が変わっているのではないかなと思っておりますけども、これは何か、名前が変わっただけで同じ手当なんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

去年まで特殊勤務手当で支出をしておりました分を29年度につきましては、こちらの義務教育等教員特別手当ということで支出をさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

報酬のところは外国語指導助手報酬ですね。この分は確かALTを2名新たに配置する部分で3人体制とするということと、あと小学校にも派遣するという形だと思うんですが、中学校については教科で、小学校は英語活動だと思うんですが、小学校で今もお1人の方で巡回されていると思うんですが、今度3人体制になったことで小学校での充実というのがどのくらいの度合いになるのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

現状、ALT1名が小学校に入っているという実績はございません。平成28年度までは小学校ALTということで謝礼を出して、こちらに住んでいらっしゃる方にそれぞれの小学校に入っていただくというような形で、ネイティブスピーカーというか外国語と触れる機会を持ってきたんですが、その分を29年度からは行わずに増員していただくALTをもって、小学校分までカバーできるような工夫をというふうに考えているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

中学校に今いらっしゃる方が小学校に行っているということではなくて、町内にいる外国人の方に小学校をお願いをしていたのを今度からALTに小学校もということだったと思うんですが、それを前提とした上で、小学校での英語活動というのは、例えば、月何回とかというのが今まであったと思うんですが、その回数そのものは変わらないということなのか。それとも小学校でも充実されるのか。そこを確認したかったんですが。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

基本的には、小学校にそれぞれ年間で16日から36日とちょっと幅があるのですが、それは児童の数とか学級数によってばらばらなので、そのところの状況を減らすことなくやれないかということで、まだちょっと確定したものではないものですか

ら、そのこのところで計画をまだしているというような現状です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

確認なんですけども、この155ページの報酬の中に校医と歯科医と薬剤師が従来は、小中学校の管理の中で報酬であったはずなんです。今回、事務局費に持ってきた理由は何があったんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長

○教育総務課長（宮司裕子君）

今まで小学校管理費の方であったときは、教育総務課の方が予算を持っていたんですけども、今回、事務の見直しを行いまして、予算を学校教育課の方に移している関係で、今回、事務局費の方に移しているということになりました。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

予算の措置というのは、そういう事務局の課の違いがあろうがなかろうが、その費目というのは、そこに必要だから小学校なら小学校費として従来組んであって、それが総務課であろうが学校教育課であろうが、それが変わったから費目を変えるというそういうものではないと私は理解をしているんです。この点十分お考えをいただいた方がいいんじゃないかと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今回、予算の組み替えをさせていただいた分は、まずは、教育総務課の方が1名減という形になったということと、学校教育課の方が直接関わりがあるということもありましたものですから、今回、組み替えをさせていただいたところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

例えば、予算の款項目節ですね、款項ですら所管が各課、町長部局のさまざまな課があります。そういうことで款項目違うところに措置してあるものもあるわけです。それはその必要が、そこに費目として必要だからそういう形で措置をするわけですね。だから今の理由というのは、いかななものかなと思いますので、今後、十分検討をしていたらと要望をしておきたいと思います。

次の外国語指導助手というのは、今度、条例改正の特別職の職員で報酬及び費用弁償に関する条例の改正がありましたよね。この中にも外国語という表現を使ってあるんですね。どういう理由でそうなったのかなと思うんですが、今までは英語指導助手という表現でずっときましたですね。それがここの分だけ外国語と。条例との一部改正との関連もありますけども、なぜこの外国語という表現を使ったのか、また、英語指導助手との違いというのはどこにあるのか。役割が違いますよという理由なのか分かりませんが、それをお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

今回、お願いをしているジェットプログラムというところでやるんですけども、ここに出てくる表記が全て外国語指導助手というような書きぶりをしていることが1点と、それから文科省がさまざまな形で出してくる施策の中には、単に英語だけではなくて外国語と。例えば、長崎県の特質を考えたときに対馬の高等学校では韓国語を外国語として扱うというようなことで、そのための指導助手を派遣してもらおうということも可能になっているものですから、そのような時と揃えるために英語と限定せずに外国語というような形で施策が打ち出されてきていることを受けて、ここでは外国語指導助手というような書きぶりをしているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

次のページの委託料ですね、これは英語指導助手という表現をしています。これは従来どおり。その業務がジェットというところからの表現はよく分かります。だから使ったんだということはよく分かりますけども、それではその分と英語指導助手との違いは何なのという疑問が出てくるんじゃないかなと。従来から使っていたから使ったんですということなのか。その点、見解をお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

ご指摘のとおりだと思います。インタラックというところは民間の人材派遣の会社ということで、英語指導助手を任用しているというような形になっておりますので、そのまま英語指導助手というような形で書かせていただいている、委員ご指摘のとおり、その中身は違うのかというような疑義を生じてしまうことは、今後、検討をさせていただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

155ページのイングリッシュアドベンチャーの講師謝礼なんですけれども、これは5名というところでありますけれども、中学1年生の教科の中で対象とするのか、どのような形でこのイングリッシュアドベンチャーをされるのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

イングリッシュアドベンチャーについては、グルーピングした数名に対して1名の留学生であるとかネイティブスピーカーを充てるということで考えておりますので、基本的には5名という数ではなくて相当の人数ということになります。それを1日だけでやるわけではなくて何日間かに分けてしますので、具体的な積み上げとしては、子供たちの数が確定して、グルーピングの人数が確定した上で、どれだけの人をお願いできるかということところは、まだ、これから詰めていく部分があると思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の件に関連して、イングリッシュアドベンチャーということで教育費の中であるわけなんですけど、補正の中でもちょっとこれに触れたんですけども、今おっしゃった、まだ確定してないけれども相当数の携わる人が必要だということで、1人や2人や数人という規模ではないということであれば大体どういったふうな確保を検討しているのか。そこをよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

今、本当にざっくりした形なんですけれども、1日当たり20名ぐらいのネイティブスピーカーを何とか確保したいと。それを5日間、長与中と第二中は2日ずつに分けないと実施が難しいだろうと。それと高田中が1日ということで合わせて5日間の実働で、本当にざっくりした数なんですけれども延べ100名、1日当たり20名というような講師の数を確保したいと考えているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

確保については理解しました。それからこの事業そのものを補正のときに聞いたときにハウステンボスでやっているようなものを本町でできないかということだったんです

が、ハウステンボスの方でやられているのが、私の認識間違いかもしれませんが英語で会話をやるというんじゃないかなと思うんですが、そこを確認させてもらっていいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

委員ご指摘のとおりハウステンボスをフィールドとして、ハウステンボス内にある民間企業が講師とかプログラムを準備して、ずっと英語漬けの1日を過ごさせるというようなのがハウステンボスで行われているやつです。それは、とってもお金がかかる、500万円ぐらいかかると言われていますので、それはできないということで、フィールドをまずもってシーボルト校にする。シーボルト校の施設であるとか、どんな勉強ができますとか、いろいろなものをその20人の講師分グルーピングして、フィールドとしては大学の構内を使って、1日英語漬けの学習をさせたいと考えているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

要するに英語漬けでやっていくということなんですが、そこで率直な疑問なんですが、その対象が中学校1年生ということで、2年生、3年生ならまだ分かるんですが、1年生となりますと、まだ、英語の内容が非常に本当に基礎の基礎だと思うんですね。そういう英語のレベルといたらなんですが、その中で、まだまだいろんな英会話や単語や文法なりを、まだ、ほとんど知り得ていない中で可能なのかなというのが率直な疑問なんですが、そのあたりはいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

先ほどのお話の中にも出てきましたように、小学校においても英語と出会わせるという機会がございます。あいさつ程度は耳で学ぶというようなことができているかと思うんですけども、本格的な英語学習を始める中学校1年生に外国人、要するにネイティブスピーカーとの英会話体験と。いわゆる座学ではない体験をさせることで、英語に対する学習意欲を今後高めたいというようなものが1番の狙いであります。この狙いについては、今年度実施した長崎県のイングリッシュキャンプという名称で行われている事業と同じ目的で行いたいということもあって、対象を中学校1年生と設定しているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

14節、住宅借上時敷金権利金ということで36万ですけれども上がっておりますが、この内容を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

木須係長。

○係長（木須美樹君）

2名ALTを招致するんですけれども、以前は南陽台団地の方にALTの住まいとして確保をしていたことがありました。今回も専用の住宅を確保するために初年度のみ敷金礼金を支払いして、そちらのほうにずっと住んでいただくというような形をとりたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

それに当たるかどうか分からないんですけど、赴任にかかる費用は交付税措置という、その部分とはまた全然違って、これは町で用意をする住宅ということでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

木須係長。

○係長（木須美樹君）

交付税別になっておりまして、他の町では教職員の住宅等を無料で使っていただいている町もございますが、長与町にはそのような住宅がございませんので、当初のみこちらの方で準備をしようと思っております。なお、毎月の費用につきましては本人に払っていただくようになっております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

事務局費のところでお伺いしたいと思うんですが、教職員の体罰があっているのかどうかという調査を教育委員会としてされたと思うんですが、その結果とそれがこの29年度に、どういう形で反映なり生かされているのかどうか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

体罰調査については、県からの指示に基づいて、市町教育委員会でその数の把握等は報告をしているところです。具体的な体罰云々のための予算であるとか、それを撲滅するための予算であるとかというようなところは、別段、呼応して予算要求という形では

出てきておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

次のページ、158、159、このページで何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

卒業記念品代というところでお伺いしたいんですが、28年度、これは私の間違いかもしれませんが、当初は卒業生の卒業証書の筒は28年度は町としてはできないという判断をされて、その後やはり準備するというふうな判断がされたんじゃないかと思うんですが、そこを確認をさせてもらいたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

和田係長。

○係長（和田久美子君）

こちらの卒業記念品代なんですけれども、これは国語辞典の購入になっておりまして、卒業証書の筒代については消耗品のほうから支出するようにいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

科目では消耗品ということですが、消耗品の方であっても28年度に一旦見送って、しかし、年度中にやはり用意しようということで用意したというふうな話。これは私の認識間違いかもしれませんが、そういったことがなかったのかどうか。ついでに今年度、それはきちっと予算的に計上しているのかどうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

筒代については29年度も消耗品の方で計上しております。28年度中のお話については、ちょっとこちらの方では把握をしていないことになります。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

1つ戻って157ページをお聞きしたいんですけども、ストレスチェック委託料ですけども、これは昨年度からストレスチェックというのが始まったと思うんですけども、どういうふうな形でされるのか、そのあたりを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

ストレスチェックにつきましては、法改正で50名以上の職場についてということで義務になっていますが、長与町の教職員については全ての小中学校の県費負担教職員に対して、教職員の共済組合いわゆる保険証を出すところですね。共済組合の方がストレスチェックをネット上で行えるようなものを開発しておりまして、そこに対して費用を払って、パスワードをもらって、各職員が回答をするとそれが全部集計されて、学校ごと、それから教育委員会、それから本人宛てというような通知が来るという形でのストレスチェックを行っております。頻度は9月と12月の年に2回実施ということで現状行っております。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。ストレスチェックをネット上で全ての教職員の方たちが回答して集計をすると、そしてその後の対応というのはどのようになされるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

まず、高ストレス状態にある場合には、そのアンケートの回答の中で産業医の受診をしてくださいという個人の呼びかけがあります。また、個人情報ですので、学校長であろうとどの人がストレスがあるというのは本人の了解がない限りは知り得ません。ですから本人が学校長、所属長に連絡しても良いというところにチェックを入れないと、誰かということまでは分かりません。同様に町全体の傾向とかなんかについては教育委員会の方でも理解をしております。ただし、28年度分については、特段、いわゆる特記事項はないということで、町内全体の傾向としてそのように捉えているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

毎年、教育次長には話をしていますけれども、もう言わずにおこうかなと思っているんですけども工事請負費、あちこち維持補修費が入っておりますして実現は難しいのかなと思っているんですが、皆さん正面の左側をお向きいただきたいと思いますが体育館の屋根ですね。赤い屋根は本来の色ではないわけですよ。本来の色はなんですか。昨年、この場でも言いました。もう何年かな。3年ぐらい続けて言っていますけれども、次長は雨漏りがない、見た目もあると、改修に努めたいとこのように発言をされておられます。今回無理だったのかなとだいぶ努力をされたんだろうと推測はしますけれども、何とかするべきではないのかなと心配をしていますので、今予算があっておりませんが、補正で

もやる気があるのか、あるいは来年でもするのか、そのあたりは最後の年でございますので、おおいに頑張ってくださいしていくべきではなからうかと。3回目でございますけども、お願いをしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

委員おっしゃるとおり随時ご指摘をいただいて、毎年、要求というのはさせてはいただいているんですけども、どうしても優先順位関係でやはり漏れてないところとなってしまう、着工までは至らなくなっているんですけども、今回も補正でというのはなかなか難しいと思いますけども、30年度の当初予算では、できるだけ計上できればというふうに努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

努力したいということでもあります。他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

教育総務費に入るのか、小中学校の管理とか振興に入るのか。科目が出てないので、お尋ねしたいんですが、以前、前教育長との一般質問のやりとりの中で気になったのが、最近、バスを借りる時の借上料が高騰しているということで、場合によっては修学旅行の行先にまで影響を及ぼすのではないかというような懸念をされてたんですが、バス代が高いからということで、近場ということになると非常に子供たちも、せつかくの修学旅行が台無しとは言いませんが、本来の目的を達成するために、若干そのあたりを加味した対応というのは検討していないのかどうか。29年度、何か検討があればお聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

まず、修学旅行自体は個人負担ということが原則になりますので、こちらの予算云々ということとは基本的には直結していないと考えられます。ただ、別のところから出てきました要保護の児童生徒であるとか、準要保護の児童生徒には修学旅行に対する補助の金額が枠として定められています。ですから学校としては修学旅行を決定する際には、そのところが超えないと、要するに要保護であるとか、準要保護であるとかという子供たちとか家庭が手出ししないと修学旅行に行けないとかというようなことが起こらない範囲で計画をしているところです。それからバス代の高騰というのは確かにあるんですけども、修学旅行の場合は雨天でも出発できるので、振替日とか代わりの日まで押さえなければいけないというような形でのバス代の増額というのがかかってこないのか、その部分については何とかできるのではないかなという感覚であります。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

159ページの遠距離通学費補助金というところなんですけれども、1人1人に対する金額は違うかと思うんですけれども、おおよそ今現在、どれくらいの生徒が利用しているものか。また、どれくらいの生徒の申請があるということで積算をされているのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

木須係長。

○係長（木須美樹君）

28年度の実績ですが、洗切小学校7名、北小12名、長与中学校44名、第二中学校25名、来年度の予算29年度が洗切小学校が7名、北小10名、長与中学校38名、第二中23名となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

規定があると思うんですけど、小学校と中学校は片道が何キロとかそういったのがあると思うんですけど、その基準が分かれば教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

小学校に関してが2.4キロ以上で、中学校に関してが3.6キロ以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次160、161。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ちょっと確認をさせていただきます、161ページの工事請負費で洗切小学校の体育館の修理ですけども、先ほど岩永委員も言うておりましたけど、順番で、今度ようやく来たのかなと思いますけど、私も実態をよく知っていたので大変嬉しく思っております。先ほど説明もありましたけれども、カバー工法、横文字は弱いもので分からなかったんですけど、これは内容的にどのような工事をするのか、まずお聞かせください。

○委員長（喜々津英世委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

工事の内容ですけども、カバー工法といいますのは既存の屋根材に新しいガルバリ

ウム鋼板という新しい屋根材をそのまま上にかぶせるという工法でございまして、既存の屋根を撤去することなく、そのまま新しい屋根をかぶせるという工法になりまして、メリットとしまして工期が短縮できるということと、耐久性がまたさらに伸びるというメリットで、この工法を採用する予定としております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

洗切小の体育館の件なんですけど、本来なら今日は雨だから体育館を使おうというのが、雨だから使えないねと。もう本当に本末転倒な状況が続いてて、今回こういうふうな手を打ったということで。それでこの工事をするにあたって前回の教訓も含めて瑕疵担保責任といいますか、工事した後のいろんな不具合等が出たときに、今後、交渉されると思うんですが、やはり一定、工事後の補償というのも業者と協議をしていかないといけないと思うんですが、そのあたりの検討状況、検討しているかどうかですね。お聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

当然、工事等を施工していただいた場合、瑕疵担保は当然つけていただくような形に契約書自体でなってます。以前も洗切小学校の塗装の関係で保証は10年という形でさせていただきましたけども、本来は、来年度で10年になるんですけども、保証期間ではあるんですけども、塗装関係が劣化に伴って瑕疵担保があってもちょっと無理だということで私も判断いたしまして、今回こういう工事をさせていただいた経緯がございまして。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

専門的な話が出てガルバリウム鋼板による施工ということで、通常のいろんな鉄板プレート、アルミとかステンとかいろいろある。このガルバリウムというものによってどういう、先ほどから話があるように一定耐久性が強いものなのか、そのあたり分ければ特徴的なものを教えていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

金子係長。

○委員（堤理志委員）

屋根材の種類でございましてけれども、ガルバリウム鋼板というものはステンレス鋼板に次ぐ耐久性があるということで、カタログの値ですけれども20年から30年の耐久性

はあるということで確認しております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。162、163。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

小学校教育振興費の全体予算がシーリングによって198万というご説明がありましたが、このシーリングというのは担当課がもうこれでというふうにしたのか、それとも要求額に対して財政の方からここで押さえてほしいということがあったのかと、これによって小学校の振興に影響を及ぼさないかというのが議会としては心配になると思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回、財政の方から一律5%のシーリングということで、かなり厳しい要求がありましたので、こちらの方も前年度の実績を割るような予算の編成を行いますと学校の方にも影響を及ぼすということで、そこを交渉させていただいておりますが、備品関係につきましても、かなり厳しい、学校にご迷惑をかける予算の編成となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はっきり今厳しいというのが出ましたので、全部は結構ですが、その懸念されることがどういったことが懸念されるのか、お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

消耗品関係がやはり1番学校の方にご迷惑をかける部分と思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次164、165、中学校費。166、167まで結構です。何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

中学校の管理になるのか振興か、本町の中学校でタブレットを使っているような教育活動をされている状況があると思うんですが、最近になって文科省の方からプログラミング教育を先々やっていくんだという話になってまいりまして、若干気になるのがプログラミングという形になると、今度は急遽キーボードが必要になってこようかと。あれ今

まで長与はタブレットでいこうとしていたのに、また新たな費用負担とか方向転換等、今後、検討する必要が出てきはしないのか。29年度も当然、事務的な形では検討事項になろうかと思うんですが、このあたりの考え方があればお聞かせいただければ。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

まずもってプログラミング教育というような文言でダイレクトに、例えば昔あったようなベーシックのような言語でいろんなことを組むことだけがプログラミングのようなイメージですけれども、小中学校におけるプログラミングというのは論理的、ロジックを考えられるような思考というようなものを育てていくという一般的なところも含まれるかというふうにまずもっては解釈しています。先ほど委員がおっしゃったように入力のためのキーボードの必要性であるとか、そういうことについてもまだ今後検討していくことではあるのですけれども、それぞれの学年に全て必要なのかと、入門期におけるキーボードの操作とそこから進んだ段階でのタブレットであるというような考え方はできないのかとか、タブレットを使うにあたってキーボードをつないで使うとかという手法としての方法であるとか、さまざまに今後選択肢が、まだまだ検討の余地があるかと思しますので、そこは当然予算をお願いするのと並行しながら、何が教育的に有効であるのか、効果があるのかというところは今後も検討をさせていただければと考えているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

次168、169、10款5項、ここで何かありましたらどうぞ。次186、187、10款7項3目、次のページまで、ここでなにかありましたらどうぞ。いいですか。なければ、主要な施策の説明書、予算書、歳入歳出、総体的に何かありましたらどうぞ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

9月の決算のときもお聞きしたんですけれども、以前臨時議会で、秘密会で行った北小の不祥事の件で1,300万を返していただくとなっておりますので、それが何らかの形でこの予算書なり決算書なりに出てくるようになるだろうと考えるんですけれども、9月の次長の答弁が、そのときの方が今どこにいらっしゃるか分からないということで、基本刑期が7年かなんかだったと思うんですが、そろそろ出てくる時期になったなど、期間ももうそろそろ出てくるまでにないということで、支払いをしていただく準備をしないといけない時期に来ているのではないかと思うんですが、その点はどういうふうに考えておられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

前回お話したときに、今どこにいらっしゃるかわからない、弁護士にお聞きしても教えていただけない、ということで弁護士の方からアドバイスをいただいたのが、九州管内の刑務所に案内を出したらということで、多分ここここだろうというようなことを元に2か所に本人宛てに封書をおあげして、2通のうち1通は宛先不明で返ってきました。もう1通はそこにいらっちゃって、その方に内容が通じまして、面会をしたいということで私どももお話をさせていただいて、返信用の封書も用意して送らせていただきましたら帰ってまいりました。内容的には会ってもいいという下にしっかり大変ご迷惑をおかけしましてという文章まで入っております。前教育長と今の教育長と私3名でその施設の方にお会いしに行きまして、現状のお話もお聞きして、今後のことに関してもお話をさせていただきました。今の時点ではいつ出てこれるのかというのが、まだわからない状態でしたので、最終的に私もこれはわからないんですけども、もし出たらすぐに私に連絡をいただけるように、そしてお会いしてお話をさせていただきたいということで、現在、話は止まっている状態ですけども、そういう形で今後のお話だけはさせていただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私もそのことを聞いたんですけども、今の金子委員の質問と次長の答弁である程度分かりましたが、基本的に教育委員会がこのことは、今後の求償に関しては窓口というか、主としてされるんですかね。それとも町としては総務課となるんですか。あくまでも教育委員会が求償に関して動いていくのか。その確認だけさせてください。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

正直私どもの方が窓口にならないと総務に振っても分かりにくいのかなというのもありまして、正直な話、私の方が随時、次の教育次長に継ぐような形で引継書の準備は今もしてますし、いつ異動になってもその分に関しては引継をしていかななくてはならないと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

別件で主要な施策の方の26ページにALTの配置事業の予算が記載されているんですけども、この金額の積み上げ、10款1項2目だと思ってしまうんですけども、どれを足すとこの金額になるのか。私、手元で足しても67万6,000円ちょっと合わないの、再度その場所を示していただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

154ページ、155ページをお開きください。報酬のうち外国語指導報酬504万、次に4節共済費、社会保険料81万5,000円、それと8節報償費、講師謝礼が50万、次のページをお開きください。9節旅費、費用弁償の19万3,000円、次、需要費の消耗品8万円、それと13節委託料のインタラックの1名分406万1,000円、14節使用料及び賃借料、住宅借上敷金権利金、この分が36万、19節の外国青年招致負担金44万4,000円、以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは条例改正のときだったと思うんですけども、新たなALT配置、新たな分のALT配置事業に関しては、国の何らかの財源措置があるのではないかという話をしたと思うんですね。この財源内訳のところを見てみると、一財ではぼ来ているわけですよ。これは交付税措置ということになるのか、のちほど補助金でくるのか、ちょっとそこをお示しいただけたらと思うんですけど、よろしくお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

委員ご指摘の部分は、地方交付税措置ということで計上されることとなっております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

どこで質問をしていいか分からなかったのでお聞きしたいと思うんですけども、奨学金、先ほど予算に上がったのは選考委員の報酬とかそういったところだったと思うんですが、町の奨学金、高校または大学ですね、年間どれぐらいの方を想定して奨学金を設けているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

和田係長。

○係長（和田久美子君）

奨学金の方は例年6月に募集をかけております。そこで学力と世帯の収入によって奨学資金運営委員会で認定を行うんですが、昨年は11名の申請がありまして、そのうち10人に貸付の決定を行っております。1名は世帯の所得オーバーのために却下となっております。例年、だいたい3人から5人ぐらいの申請が多かったんですが、昨年のみ

11名ということで若干多くなっております。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

いろんな奨学金を借りる日本なんですかね、すいません機構の名前ちょっと分からないんですけど、そういったところを借りている方はもちろん借りられないと思いますので、そうしましたら定員が何人とか、金額がいくらまでと、そういう予算をとっているのではなくて、例年は3名から5名、昨年についての実績については10名ということでお伺いをしたんですけれども、今ほとんどの学生が奨学金を借りて、大学等は特にしてると思うんですけれども、私も認識不足で町がそのような貸付を行っていることをなかなか分からないというところもありまして、高校の場合、大学進学に係るそういったいろんな情報を高校の方でも通知をしてくださるんですけれども、そういったところで予算、これから増えていく可能性もあるということと、予算の枠と言ったら変ですけれども、どれぐらいの方が選考をされて世帯の年収等ということで、昨年は10名というふうにお伺いしましたけれども、町としては例年は少なかったんですけど昨年は10名、希望する方がどれくらいまで対応が可能かということをお伺いできますか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

委員が言われる何名までということはまだちょっと把握はできてないんですけども、どうしても原資となる基金が3,872万1,000円しかございませんので、現状といたしましてはその範囲内で、以上ということは当然無理でございますので、その範囲内で対応できる部分は対応していかなくてはいけないと考えております。今後それによって基金が足りないということであれば、また何らかの手だてを今後は検討していかなくてはいけないのかなと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これで教育総務課及び学校教育課所管の審査を終わります。

場内の時計で、11時10分まで休憩いたします。

（休憩 10時59分～11時10分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、これから委員会を開きます。

これから生涯学習課所管の審査を行います。議案の説明を求めます。

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

それでは平成29年度長与町一般会計予算の生涯学習課分についてご説明いたします。歳入予算総額は5,964万1,000円、歳出予算総額が4億2,728万9,000円でございます。

まず歳入より説明いたします。説明書の14、15ページをお開きください。使用料関係につきましては資料をお出ししておりますが、施設使用料の見込み額の2分の1を追加して計上いたしております。ほとんどの使用料で増額となっております。12款1項3目労働使用料は、勤労青少年ホーム、働く婦人の家の使用料でございます。4目農林水産業使用料1節農業使用料は多目的研修集会施設の使用料でございます。5目土木使用料2節都市計画使用料のうち2段目、長与総合公園プール使用料から町民体育館使用料までと、1つ飛んだ長与総合公園運動広場使用料が生涯学習課所管分ですが、合計で1,448万9,000円でございます。6目教育使用料1節小学校使用料は小学校5校の使用料、同じく2節中学校使用料は中学校3校の使用料でございます。3節社会教育使用料は、長与町公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館、3館分の公民館使用料、つどいの家使用料、上長与体育館使用料でございます。次のページをお開きください。文化施設使用料、陶芸の館使用料でございますが、文化施設使用料につきましては町民文化ホールの使用料でございます。陶芸の館使用料につきましては今回の使用料改正に伴い新たに計上しております。以上が生涯学習課所管分でございます。4節保健体育使用料は、武道館、長与町海洋スポーツ交流館、長与シーサイドパークの使用料ですが、新年度より西側埋立地にありました多目芝生広場を長与シーサイドパークに含め施設使用料を徴収することといたしました。使用料の生涯学習課所管分は合計で3,221万3,000円でございます。

24、25ページをお開きください。14款2項7目教育費県補助金でございます。1節社会教育費補助金の土曜日の教育支援体制構築事業補助金は、勤労青少年ホーム、高田地区公民館で実施しております小学生を対象とした講座に対する補助金でございます。また、長崎っ子をはぐくむ地域・家庭教育力向上推進事業補助金は、洗切小学校で実施しております洗切ふれあい塾に対する補助金でございます。26、27ページをお開きください。3項7目教育費委託金1節社会教育費委託金でございます。史跡は県指定の史跡、長与寺屋敷五輪の塔群に係るもので、立入調査は町内の有害図書等を販売する店舗に対する現地調査に係るものでございます。28、29ページをお開きください。15款1項2目利子及び配当金ですが、1節利子及び配当金の上から5段目、21世紀ふれあい基金運用収入が生涯学習課所管分でございます。16款1項6目教育寄附金3節社会教育費寄附金が生涯学習課分でございます。30、31ページをお開きください。17款2項6目教育振興基金繰入金のうち680万円が生涯学習課所管分でございます。これは図書館と勤労青少年ホーム他4館の図書購入費に充当するものでございます。7目21世紀ふれあい基金繰入金は青少年研修補助金へ充当するものでございます。32、33ページをお開きください。19款5項1目雑入1節雑入で下から4番目の清涼飲料

水自動販売機設置使用料のうち201万7,000円、2段下の各種施設電話使用料のうち2,000円、その下各種施設コピー使用料のうち13万7,000円。次ページをお開きください。1番上の長与町郷土史売払収入2,000円、6段下のテニスコート広場コインロッカー使用料1,000円、さらに6段下、電柱等設置使用料のうち5,000円、4段下の長与町文化ホールチケット売払収入60万円、2段下の広告掲載料のうち8万4,000円、下から6番目の陶器製作料の100万円、その2段下のスポーツ振興くじ助成金1,585万7,000円、この助成金につきましては新年度でフットサルコートにナイター設備の設置工事をお願いしておりますが、その助成分でございます。収入合計1,970万5,000円が生涯学習課分でございます。

続きまして歳出でございます。114、115ページをお開きください。5款1項1目勤労青少年ホーム管理費でございます。1節報酬は勤労青少年ホーム運営委員10名及び館長1名の報酬でございます。4節共済費は館長の社会保険料でございます。7節賃金は事務員のパート賃金でございます。新年度より最低賃金の改定により時間単価が720円から750円に増額となり、また、関連しまして通勤手当が1日300円、2キロ以上の通勤距離ですけれども支給されることになりました。6節報償費は同ホームで実施しております講座の講師謝礼でございます。9節旅費は運営委員及び館長の費用弁償でございます。11節需用費は同ホームの電気使用料と今回非常用発電機の蓄電池の交換を予定しておりますが、その修繕費が主なものでございます。12節役務費は電話料金と次ページとなりますが、賠償責任保険などの総合保険料が主なものでございます。13節委託料は通常の施設管理、警備、消防点検等の委託業務ですが、新年度につきましては建築物等の3年に1度の定期点検のため増額となっております。14節使用料及び賃借料は、複写機、パソコン、モップ、AED等のリース料とNHKの放送受信料でございます。複写機及びパソコンリースが今年度でリース完了したため再リースを行う予定ですが、そのため減額となっております。18節備品購入費は講座等で利用いたします業務用オープンと図書購入費でございます。19節負担金、補助及び交付金は、高架水槽清掃を社会福祉協議会で行っておりますが生涯学習課の負担分でございます。なお、新年度より年1回から2回の実施となり増額となっております。2目働く婦人の家管理費でございますが、1節報酬及び4節共済費は館長の報酬と社会保険料でございます。7節賃金ですが、今年度の途中まで管理公社の事務員をお願いしておりましたが、病休により退職されたため今年度途中よりパートをお願いをしているところでございます。なお、賃金単価が750円へ増額となっております。8節報償費は、同施設で実施しております講座の講師謝礼と講座に伴う託児謝礼でございます。9節旅費は館長の費用弁償でございます。11節需用費は、燃料費と次ページとなりますが電気使用料が主なものでございます。12節役務費は電話料及び賠償責任保険の総合保険料が主なものでございます。13節委託料は施設の保守管理、警備、消防点検等が主なものでございます。なお、賃金のところで説明いたしました、新年度より施設業務管理委託料が事

務員1名減となり230万円ほど減額となっております。14節使用料及び賃借料は、モップ、AEDのリース料などですが、複写機とパソコンにつきましては先ほどご説明しましたとおり再リースを行う予定で減額となっております。18節備品購入費は講座等で使用する電子レンジと図書購入費をお願いしております。

126、127ページをお開きください。6款1項6目多目的研修集会施設管理費でございます。1節報酬及び4節共済費は館長の報酬と社会保険料でございます。7節賃金は事務員のパート賃金でございます。これも時間単価が増額となり通勤手当を新たにお願いしております。8節報償費は当施設で実施いたします講座の講師謝礼でございます。次ページをお開きください。9節旅費は館長の費用弁償でございます。11節需用費は光熱水費が主なものでございます。12節役務費は電話料及び総合保険料が主なものでございます。13節委託料は施設の保守管理、警備、消防点検等が主なものでございます。14節使用料及び賃借料はAED等のリース料でございます。なお、複写機とパソコンについては再リースを行う予定で減額となっております。18節備品購入費は掃除機とCDレコーダー、それと図書購入費をお願いするものでございます。

168、169ページをお開きください。10款6項1目社会教育総務費でございます。1節報酬は社会教育委員9名、社会教育推進指導員13名、社会教育指導員報酬1名、21世紀ふれあい基金管理委員会委員3人の報酬でございます。2節給料から4節共済費までは長与町公民館の館長を含めた生涯学習課職員15名の人件費と社会教育指導員の社会保険料でございます。今年度までは、スポーツ振興班4名分の人件費は10款7項1目の保健体育総務費での予算計上としておりましたが、庁舎内で協議いたしまして社会教育総務費で予算計上することとなりました。8節報償費は家庭教育学級、4館合同高齢者学級、IT講習会などに係る講師謝礼と町民の集いの小中学生の作文及び標語に対する賞品代、成人式の記念品代でございます。次ページをお開きください。長崎っ子をはぐくむ地域・家庭教育力向上推進事業謝金ですが、洗切ふれあい塾の講師謝金を新たにお願いしております。9節旅費は職員が会議等に出ます普通旅費と九州ブロック社会教育研究大会、地域公民館連絡協議会などの研修旅費、社会教育委員、社会教育推進指導員、21世紀ふれあい基金管理委員などの費用弁償でございます。11節需用費は生涯学習課の一般事務、成人式、町民の集いに係る事務費と宿泊施設つどいの家の光熱水費でございます。12節役務費は、つどいの家の電話料、火災保険料、総合保険料、クリーニング料が主なものでございます。13節委託料は、つどいの家の保守管理、警備、消防点検等と小中学校8校で実施しております学社融合事業委託料が主なものでございます。14節使用料及び賃借料は、つどいの家のAED、勤労青少年ホームで実施しておりますパソコン教室のサーバーのリース料、有料道路の通行料が主なものでございます。なお、パソコンのリースにつきましては再リースをする予定により減額となっております。16節原材料費は町民の集い等で看板等の製作に伴う木材などの原材料でございます。172、173ページをお開きください。18節備品購入費は老朽

化しておりますホワイトパネルをお願いするものでございます。19節負担金、補助及び交付金は地域公民館連絡協議会、町子供会、町青少年育成連絡協議会、町内小中学校8校のPTAなどや青少年研修補助金が主なものでございます。なお、新年度に高田小学校が創立50周年記念事業を行うため30万円をお願いしております。25節積立金は21世紀ふれあい基金の運用収入の積立金でございます。

2目公民館費でございますが、1節報酬は公民館運営審議委員会委員9名と高田地区公民館、上長与地区公民館館長の報酬でございます。なお、長与町公民館の館長の人件費につきましては、先ほど説明いたしましたとおり社会教育総務費で予算計上しております。4節共済費は2地区公民館長の社会保険料でございます。7節賃金は3地区公民館の事務員のパート賃金でございます。時間単価の増額及び通勤手当の導入により増額となっております。8節報償費は3地区公民館で実施しております講座の講師謝礼でございます。9節旅費は運営審議委員会と館長の費用弁償でございます。11節需用費は2地区公民館の電気使用料と上長与地区公民館のお風呂、憩の場の燃料費及び下水道使用料が主なものでございます。2節役務費では、次ページにまたがりませんが3地区公民館の電話料、火災保険料、損害賠償責任保険の総合保険料が主なものでございます。13節委託料は3地区公民館の保守管理、警備、消防点検等の委託業務が主なものでございます。なお、新年度でお願いしております上長与体育館の屋根改修工事に伴い、新たに設計監理委託料をお願いいたしております。14節使用料及び賃借料は3地区公民館のAED等のリース料、NHKの放送受信料が主なものでございます。複写機及びパソコンを再リースする予定としておりますので減額となっております。15節工事請負費は上長与体育館の屋根改修工事をお願いするものでございます。老朽化により雨漏りや底部の落下などが発生しております。今回、改修工事をお願いするものでございます。16節原材料費は施設の補修材料代を計上しております。18節備品購入費は公民館まつりなどで使用するCDカセットプレーヤーなどと上長与地区公民館と高田地区公民館の図書購入費が主なものでございます。

3目図書館費でございますが、1節報酬は図書館協議会委員9名と図書館館長の報酬でございます。4節共済費は館長の社会保険料でございます。8節報償費は図書館まつり時の講師謝礼とその時に実施いたしております長与の子供俳句の賞品代でございます。9節旅費は協議会委員と館長の費用弁償でございます。11節の需用費は次のページにまたがりませんが、電気使用料や雑誌、新聞等の購入費が主なものでございます。12節役務費は電話料やインターネットの接続料、総合保険料が主なものでございます。13節委託料は公共施設等管理公社に委託しております図書司書等の人件費や図書館の保守、消防点検等の委託業務が主なものでございます。なお、施設業務管理委託につきましては、本年度の補正予算1号でお願いいたしましたとおり、ブックスタートやびよちゃんのお話会の開催、貸出冊数の増加により業務が増えておりますので、司書補助員1名の増員をお願いしているところでございます。14節使用料及び賃借料は図書館システム

リース及び自動車文庫ほほえみ号のリースが主なものでございます。15節工事請負費は老朽化した電気設備の高圧気中開閉器の取替をお願いするものでございます。18節備品購入費は図書の木製書架及び図書購入費でございます。19節負担金、補助及び交付金は県図書館協議会と日本図書館協会の負担金でございます。

4目文化振興費でございます。1節報酬は文化財保護委員会委員の5名と文化振興審議会委員6名の報酬でございます。なお、新年度において今後の文化振興のあり方を審議していただくため5回分を増額してお願いしております。8節報償費は次のページにまたがりませんが、史跡めぐり、文化講座の講師謝礼と町民文化祭の講演謝礼、記念品代が主なものでございます。9節旅費は文化関係及び文化財関係の担当者会議の普通旅費と文化振興審議会、文化財保護委員の費用弁償でございます。なお、文化振興審議会の回数を増やしたことにより5回分を増額となっております。11節需用費は町民文化祭や町民文化講演会のプログラム、チラシ、チケット等の印刷製本費が主なものでございます。12節役務費はクリーニング代と町民音楽祭時の楽器運搬費が主なものでございます。13節委託料は史跡区域における開発行為に伴う発掘調査業務委託と長与皿山釜跡地の草刈りが主なものでございます。14節使用料及び賃借料は発掘調査時の仮設トイレ借上料でございます。19節負担金、補助及び交付金は県美術展の負担金及び文化事業等の育成補助金として文化協会へ120万円、郷土芸能保存会9団体へ各10万円を補助しております。なお、活動中止中の鎖鎌踊り保存会の補助金を新年度で減額しております。

5目文化施設管理費でございますが、1節報酬は町民文化ホール運営委員会委員10名と館長の報酬でございます。4節共済費は館長の社会保険料でございます。8節報償費は陶芸の館の講師謝礼と平和コンサートinながよ、町が独自で開催しておりますコンサートなどの自主事業2回分の講演費でございます。9節旅費は文化行政担当者会議等の普通旅費と町民文化ホール運営委員会委員の費用弁償でございます。11節需用費、次ページにまたがっておりますが、町民文化ホール、陶芸の館の電気使用料と平和コンサートや自主事業のポスター、チラシ、チケット等の印刷製本費、町民文化ホールのホワイエ空調機及び自動ドアレール取替など、修繕費が主なものでございます。12節役務費は町民文化ホールのピアノ調律料、火災保険料、長与三彩等の美術品の動産保険料が主なものでございます。13節委託料は町民文化ホール、陶芸の館の保守、警備、消防点検等の委託料、舞台管理委託料が主なものでございます。なお、舞台管理委託料につきましては、今年度の契約を参考に再度設計書をつくり直しまして約380万の減額でお願いしております。新年度は指名競争入札により管理業者を決定したいと考えております。また、今年度で吊り物の改修工事をいたしましたけども、このため吊り物の保守点検を1回としておりましたけども、新年度からは従来どおり2回実施するため増額となっております。その他、今年度で舞台調光リースのリース期間が満了したため契約により無償譲渡を受けましたが、この分、新年度より保守点検委託料をお願いしており

ます。また、平成30年度に文化ホールの外壁改修工事を予定しておりますが、このための調査設計業務委託をお願いしております。14節使用料及び賃借料は町民文化ホールの音響、空調機のコントローラーのリースが主なものでございます。なお、先ほど説明いたしましたとおり舞台調光システムのリース期間が今年度で満了したため約298万が減額となっております。16節原材料費は文化ホール舞台の小道具等の整備に係るものでございます。18節備品購入費は文化ホール舞台用映像関係をスクリーンに映し出す用のノートパソコン他をお願いするものでございます。19節負担金、補助及び負担金は全国国立文化施設協会の負担金が主なものでございます。

182、183ページをお開きください。7項1目保健体育総務費でございますが、1節報酬はスポーツ振興審議会委員10名とスポーツ推進委員20名の委員報酬となります。なお、スポーツ振興審議会につきましては平成30年度が町制施行50周年を迎えることから記念事業の協議をさせていただくため3回分を増額した額でお願いしております。なお、社会教育総務費で説明いたしましたが、新年度より2節給料から4節共済費までの職員の人件費は社会教育総務費で計上しております。8節報償費は5つの小学校で行われておりますスポーツ教室34教室の指導者への謝礼と町民体育祭や町民ソフトの賞品代が主なものでございます。9節旅費は職員の普通旅費とスポーツ振興審議会委員及びスポーツ推進員の費用弁償となっております。なお、今年度時津、長与両町で開催されました県スポーツ推進委員研究大会が、新年度は壱岐市で開催されることから増額となっております。11節需用費は町民ソフトボール大会、町民体育祭及びロードレース大会に係る支出が主なものでございます。12節役務費は小学校スポーツ教室指導者の総合保険料が主なものでございます。14節使用料及び賃借料は、町民体育祭の仮設トイレの借上料、町民ソフト及び町民体育祭時のAEDのリース料などが主なものでございます。18節備品購入費は体育祭等で使用するトランシーバー6台をお願いしております。19節負担金、補助及び交付金は主に町内の小中学生が九州大会及び全国大会に出場した際の助成及び県民体育大会へ町民が出場したときの大会参加補助金、町体育協会への補助金が主なものでございます。次ページをお開きください。20節扶助費は町が主催するスポーツ大会において怪我をされた方への傷害見舞金でございます。

2目体育施設管理費でございます。1節報酬は総合公園施設長及び総合公園体育指導員分でございます。この総合公園体育指導員につきましては、トレーニングマシンによる利用者の増加などにより、従来の事務員に代わり体育館講座の補助等を含めて配置をお願いするものでございます。4節共済費は総合公園施設長及び総合公園体育指導員の分の社会保険料でございます。7節賃金は町営プールの受付員及び監視員の賃金となっております。なお、最低賃金の増額に伴い時間単価の増額及び勤務手当の導入により増額となっております。8節報償費は町民体育館で行っています体育館講座の講師謝礼でございます。なお、町民の方から要望が多いため、新年度より講座回数を前期、後期各1回を増やした回数でお願いをいたしております。9節旅費は職員の普通旅費です。新

たに防火管理者研修費用をお願いしております。11節需用費は町民体育館やふれあい広場ナイター等の電気使用料及び町営プールの水道使用料並びに体育施設の修繕料などが主なものでございます。12節役務費は各施設の電話料や火災保険料が主なものでございます。13節委託料は町民体育館や総合公園などの施設管理委託料が主なものでございます。なお、施設管理委託料ですが、今年度まで2款1目5項財産管理費で予算計上してありました多目芝生広場管理経費、昨年の予算で243万ですが、シーサイドパーク管理費に含めて計上をしております。次ページをお開きください。設計監理委託料でございますが、新年度で予定しておりますフットサルコート照明設備設置工事設計監理業務委託料を新たにお願いしております。14節使用料及び賃借料は、町民体育館、テニス広場に設置しておりますAEDのリース料、町民体育館、武道館の敷マット・モップリース料と体育施設予約管理システムリース料が主なものでございます。なお、体育施設予約管理システムリースがリース期間満了により新年度から再リースとなりますので減額となっております。15節工事請負費は、要望が多くございましたフットサルコートのナイター照明設備設置工事及び運動公園横にあります児童遊戯広場に遊具等の設置をお願いするのが主なものでございます。なお、フットサルコートのナイター照明設備設置工事につきましては、歳入で説明いたしましたとおりスポーツ振興くじ助成金を申請しているところでございます。助成の決定はなされておりませんが、当初予算計上が申請の条件ということになっているため予算の計上をさせていただいております。16節原材料費は公園内等の補修に伴う資材の購入費でございます。18節備品購入費は総合公園管理作業用の発電機が故障したため取替えをお願いしております。またバドミントンの支柱が変形をいたしておるため取替をお願いするものでございます。19節負担金、補助及び交付金は、旅費で説明いたしましたが防火管理者講習会の負担金を新たにお願いしております。

212ページ、213ページをお開きください。債務負担行為に関する調書でございますが、1番下の公用車リースのうち生涯学習課所管分は限度額1,323万円、前年度までの支出見込み額836万7,000円、当該年度以降の支出予定額244万円でございます。次ページをお開きください。上から2段目、複写機リース料のうち生涯学習課分は限度額62万3,000円、支出見込み額31万1,000円、支出予定額31万1,000円でございます。3段下の文化ホール舞台設備リース料も生涯学習課所管分でございます。218、219ページをお開きください。図書館システムリース料及び空調機コントローラーリース料が生涯学習課所管分でございます。

以上で、予算に関する説明書の説明を終わります。

続きまして、主要な施策に関する説明書でございますが、生涯学習課分は23ページ、社会教育活動事業から26ページ、社会体育施設の整備等活用促進の部分が生涯学習課分でございます。31ページに特別職・非常勤職員報酬一覧を載せております。40ページから41ページに生涯学習課所管分の補助金、負担金一覧を計上しておりますので、

ご参照いただきたいと思います。

続きまして44ページをお開きください。長期継続契約予定一覧でございますが、その1番下の舞台技術及び業務管理委託料でございますが5,400万円をお願いしております。これにつきましては予算説明書で説明いたしましたが、今回指名競争入札を行いますため受託業者が毎年度変わる可能性もあるということで、そうなった場合は施設運営に支障をきたすと考えましたので3年間の継続契約でお願いするものでございます。

45、46ページをお開きください。中段の21世紀ふれあい基金が生涯学習課所管分でございますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたが、午前中の審査はこれで終わって休憩をしたいと思います。なお、午後からの審査は13時15分から再開をいたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。請願の明日の審査の中でサッカー協会会長がどうしても仕事の都合等で10時半ぐらいにならないと来れないということでもありますけれども、参考人として多分、意見を求めるのは時間的には終わってしまっているのですが、来られた段階で参考人席に座っていただいて質疑等については受けてもらうというふうにしたいと。せっかくの機会ですのでサッカー協会としての意見、要望、考え方を述べる機会は時間的にはとれないと思うので、どういうふうにしたほうがいいのか。基本的には9時半からやるということは決まっているわけですので。

それともう1点、ゲートボール協会から会長が来れないので代わりに代理人を出したいということです。これについては私も代理人の問題は委員会審査の段階で会長が来れない場合は副会長もしくは理事長、いわゆる協会として出しているわけですから、それに限ると言っていたつもりですが、今はその確認がとれてませんので、もう一度これを。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは委員会を開きます。請願の審査にあたって代理人が来られた場合には、請願の趣旨それから議会基本条例の定めている町民からの意見の聴取、これに基づいて代理人でも引き受けるということによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定をいたします。なお、サッカー協会の山内会長が若干遅れるということでもありますけれども、もう会議に入っておりますので、会議の進行上その人を特別扱いするのはいけませんので、来られた場合には参考人席に座っていただくということだ

けで、あとは質疑に答えていただくと。そのようにしたいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

そのように取り計らいたいと思います。

場内の時計で、13時15分まで休憩します。

(休憩 11時50分～13時8分)

○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を開きます。午前中に生涯学習課の議案の説明が終わっておりますので、これから質疑を行いたいと思います。まず歳入の部、14、15ページをお開きください。このページで何かありましたらどうぞ。いいですか。

安部委員。

○委員(安部都委員)

それぞれの使用料の歳入の合計を入れていると思うんですが、これは例年の使用料に上乗せした額を入れたということでしょうか。

○委員長(喜々津英世委員)

山口課長。

○生涯学習課長(山口利弘君)

例年の推計額にプラスしまして、今回の施設使用料の2分の1の予定額を加えたところで予算要求をさせていただいております。

○委員長(喜々津英世委員)

安部委員。

○委員(安部都委員)

やはり今回、4月から改正されて値上がりするということで、町民の使用頻度が減るのではないかなと何か予測しかねるところがあるんですけども、それについてどのようにお考えになりますか。

○委員長(喜々津英世委員)

山口課長。

○生涯学習課長(山口利弘君)

今回の使用料改正の理由の1つに施設使用料の適正化ということで上げさせております。ですから、今まで余分に申請された分が減るということでは推測されるということで考えております。

○委員長(喜々津英世委員)

他にありませんか。次のページ16、17、ここでありましたらどうぞ。次24、25ページ、ここではありませんか。

堤委員。

○委員(堤理志委員)

25ページの社会教育費補助金、長与っ子を育む地域家庭教育力向上推進ということで洗切ふれあい塾、これは洗切の方で放課後に多分校長先生のOBの方々含めて子供のバックアップをされていると思うんですが、28年度実際されて評価と、そして29年度も同様なものやっっていくのか。それとこういった制度を洗切だけではなくて他の小学校にも拡充する考えとありますか、そういったものはないかどうかお伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

28年度につきましては、まだ実績と申しますか、28年度始めたばかりですので、子供たちの学力向上はどうなっているかということではまだ結果が出ておりませんが、話を聞いた限りにおいては、子供たちの学力向上に役立っているのではないかなということ考えております。また29年度につきましても、同様に洗切ふれあい塾ということで、28年度同様実施をしていきたいということで考えております。他の小学校に対する拡充につきましては、今年度初めて実施した事業でございます。補助的には3か年ということで平成30年までの事業でございますので、最低でも2か年、3か年、その結果を見て、他の小学校等へ拡充を図っていきたいということで考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

次26、27、次28、29、ここは存目ですね。次30、31、いいですか。次に32、33、雑入の分です。次のページまで含めて何かありましたらどうぞ。

他にありませんか。それでは、歳出に入ります。114、115。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

勤青ホームの1節の報酬に関連してお尋ねしますけれども、上段の勤青ホーム運営委員会、この委員会の果たす役割は条例に書いてあるんですが、実際どういった活動というんですか、委員会内でどんなことをしているのかというのを教えていただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

名称的に勤労青少年ホーム運営委員会ということでなっておりますけれども、実質的には勤労青少年ホーム及び働く婦人の家の運営に関しまして、協議をしていただく委員会となっています。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

そういうふうに条例と規則にも書いてあるんですね。申し上げたいのは、これは公

民館にも同じように公民館の運営協議会ですかね、同様のがありますよね。ただ、無いのが昔の地域が持っていた部分、上長与とか多目は無いですよ。こういった協議会というんですか、委員会というんですか、あと南交流センターも多分無いんじゃないかなと思うんですけれども、その違いですよ。運営委員会がある館とない館、文化ホールとかはあります。体育館もあると思うですよ。その違いを説明いただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

多目的研修集会施設も含めまして生涯学習課所管につきましては、文化ホール等も含めまして運営委員会を設けさせていただいております。なお、委員がご質問になられました南交流センターであったりとか、ふれあいセンターのことかと思いますが、それにつきましては、設立の趣旨がコミュニティ活動をということで条例等になっておりますので、その関係で運営委員会がないのかなということで推察をしているところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

申し上げたいのは、この委員会が果たして実際必要なのかということですね。そして機能しているかということなんです。この委員会ができた趣旨が条例にはあるんですけど、さらにその上に何かあるのか。設置の時の補助金関係で何か縛りがあるのかとか、そういったことは分からないんですけれども、無くても運営はできないのか。単なる追認機関になってないのかという懸念というか、報酬等が発生しておりますので、無くて大丈夫ならば削っていく。これだけ予算を削ってきてますよね、今年度はシーリングかけられて。だから事業費に充てるということも可能ではないかと思うんですよ。そのところ無くせない理由か何かがありましたらお知らせください。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

この運営委員会がございますのは、私どもがいろんな講座とか、研修あたりも予定をするんですけども、私どもの考え方だけではなく住民の方の意向、意志も確認をしながらではないと、ただ、私どもだけの考え方で施設の運営を賄っていくというのは危険性を伴うということもありますし、地域の方の意見を取り上げるのが生涯学習だというふうには考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次に、116、117、働く婦人の家関係です。次のページまで含めて何かありましたらどうぞ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

どこで聞けばいいかわからないんですが、各館が老朽化に伴いいろんな修繕等をされておりますけど、この勤青ホームに関しても外壁のタイルが一時期、その後されたのかどうか分からないんですけど、外壁が剥離というんですか落ちてくるという指摘が一時期あったんですが、その後の点検等、なぜかというと先日高校の体育館の壁が落ちてかなりの負傷者が1名、命には別状ないけどということでテレビで言われてたので、この老朽化対策というのは喫緊の課題なので今進めてるところですけど、以前からこの勤青ホームに関しては、そういう部分がありましたので、どういうふうな点検をされているのかということをお答えください。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

老朽化対策につきましては、公共施設等の総合整備計画の方で今後図っていくようなことで進めております。昨年度といたしますか、今年度ですけども、目視ではございますが、目視による調査が各公共施設実施をしております、目視ですけどもその結果でそういった外壁の剥離とかという報告はあっておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

よく分かっているつもりなんですが、先ほどの説明であちこちでばらばらの説明をしているんじゃないかなと思うのが、各施設の例えば今の115ページの9の旅費の件で3万8,000円の費用弁償とありますね。これを山口課長の説明では、これは館長分ですという説明をされました。それでその後の多目でもそうなんです。ところが、ずっと後になりますと館長分はないところもあるんです。そういう説明をされたんですね。したがって、館長に費用弁償を出すというのは全くおかしい話ですね。旅費を出すならいいですね。そういう説明をされましたので、ちょっと真意をお尋ねしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

館長につきましては、非常勤特別職員ということでございますので費用弁償の方から支出をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

それは今までは全くなかったでしょう。例えば特別職の職員の報酬がありますよね、条例がね。その場合に審議会とか何とか分だけを費用弁償は出していたわけですね。昨年もそうでしょう。ところが、今年から何で費用弁償を、館長分を出すのか分かりませんけれど。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

委員がおっしゃるように、以前、旅費で館長の支給はしていたんですけども、館長は普通旅費ではなく費用弁償で旅費を支払うようにということで変えてきたいきさつがあって、普通旅費で払うのではなくて、特別職だから費用弁償という項目の中で旅費を払うということで、今そういう形で全部変わってきていると思います。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

あとで出てまいりますけど文化施設の管理費がありますけども、ここにも館長がおりますよね。その場合は、説明では委員分のみですという説明をしたわけですね。だから館長分はないと。したがってあたりなかつたりというのはあり得ないわけですね。そういう説明はあり得ない。そのあたりは後に179ページにきてから、また聞きますので。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。116、117、次のページまでここでありましたらどうぞ。じゃあ次行きます。126、127、ここは多目的研修集会施設関係が出てまいります。次のページまで含めて何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

多目的研修集会施設管理費というところでお伺いをしたいんですが、ここだけに限らず生涯学習課が所管といいますか管理している館で、コミュニティの事務局まで一緒に入っているというか、併設されている館がありますよね。先日コミュニティの方に役場の職員を派遣する事業云々という話をお聞きしまして、そうなった場合にコミュニティは当然地域安全課ですよ。実際、生涯学習課が管理している、こういった施設があるわけですが、そのときの仕事のここからここまでですよというような何か区分をしてるのか。それとも連携しながらそれぞれ相互にやっていけるのか。何か話し合いなりされているのかですね、関係があるというのかないというのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

各コミュニティの方に職員を派遣しているのは、全庁的に町の職員がコミュニティに参加して、そちらの方でコミュニティのお手伝いをするということであって、うちの予算項目の中で出たりとかということではなく、うちの職員もいますけど上長と地区のコミュニティに参加して、そちらの方で事務関係のお手伝いをしたり、土日に出てお祭りの準備をしたりということで、そういう形で出てその分に代休をもらったりとか、超勤で支給をされるということで、うちの事業の中でどうのこうのということではございません。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。多目関係ありませんか。

次に行きます。168、169、この中ほどからです。次のページまで。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

補正のときに聞いたんですけれども、長与町公民館の館長が再任用としてこちらの手当の中に含まれてくるということで、館長というと一律240万円という感じで決まっておりますけれども、再任用でこの中に含まれた場合の大体報酬というのはいくらぐらいになるもんなんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

人件費につきましては、総務課の方の予算計上ということになっておりまして、内訳まで聞いてはおりませんが、ほぼ初任者のときの給料が充てられるということでお聞きはしております。初任給の等級が充てられるということでお聞きをしております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今回は、長与公民館の館長が変わったので再任用ということになったんでしょうけど、例えば、上長ととか、南交流、いろんなところもこういうふうな形になるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

再任用の専門員の方が館長になるというのは28年度初めてのことでございまして、これにつきましては人事の絡むことでございまして、こちらの方としては今後どうするのかということではお答えできない状況でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次170、171、なければ172、173。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

補助金のところでお伺いしたいと思うんですけども、3段目の社会教育関係団体等補助金44万1,000円ですね。主要な施策に関する説明書の40ページのところを見ておきますと、前年度予算からマイナスされていて、詳しくそれぞれの団体に名前が出て、前年度は補助がなかったけれども今年度はそれぞれの形になっているのではないかなと思うんですけど、1か所かどうかな私も数字的に1か所かなと思うんですが、恐らくこれは地域公民館連絡協議会の補助金ではないのかなと思うんですね。そうした場合、他のところには名称がはっきり今年度は表示されて補助金という形になっていて、なぜここ、等補助金というのをわざわざ残して、そこの団体名に今回変えたらよかったのではないかなと思うんですけど、その理由を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

これにつきましては、昨年度の予算のときに社会教育関係団体等補助金では分かりにくいということで、それぞれ分かるような細節にということがありまして、今回、分けさせていただいておりますけども、この社会教育関係団体等補助金につきましては、委員のおっしゃるとおり町の地域公民館連絡協議会に対する補助金ということで、この分だけ残した上で、他の分につきましては分けさせていただいたという状況でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

この名称を残さなくてはいけなかった理由というのが特にあるんでしょうか。私がお聞きしたところの地域公民館、地公連の補助金ということであれば、あえて分かりやすくということで、残さなきゃいけないという理由があれば、このまま何かしら1か所の団体があれば、その後ということで名称を残さざるを得なかったということも理解しますが、そのように分かりやすくということの観点であれば、何か隠すような団体ではないわけですから名称をはっきりされたらよかったんじゃないかなと思うんですが、その件について説明いただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

おっしゃられるとおりだと思います。何でこれだけ残したか分かりませんが、来年度予算から町の地域公民館連絡協議会補助金ということで、細節名称を変更させていただきたいと考えます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先ほどと同じことなんですけど旅費の6万9,000円、この場合は、説明では運営審議会と館長分ですという説明をされました。そしたら運営審議会の分がいくらで、館長分がいくらになっていますか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

公民館の分の旅費ということによろしいでしょうか。これにつきましては委員の費用弁償が3万9,000円で、残りが館長の旅費ということで予定しております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

こだわって申しわけないですけど、初めて出たもんだからですね。というのは、費用弁償は、費用弁償に関する条例の中で、執行機関の委員会、教育委員会とか農業委員会とか、監査とか、そういうところの委員の分は1,500円なんです。これは日当、1日出たら1,500円差上げますと、教育委員会が例えばあったときですね。報酬プラスの1,500円。ところが館長は月額報酬なんです。それで3万円というこの費用弁償に関する条例からいけば、その他については1,000円なんです。1回、1日ですよ。そうすると今の3万円というのは30日しかないわけですよ。30日分。1年間で33万円ということは30日しか出ないと。そうではないですね。週に4回出るわけですよ。年間、かなり出ますね。そうすると1,000円の根拠というのが、3万円という根拠というのは無くなるんじゃないですか。どんな計算なんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

館長に対する費用弁償につきましては、長崎市とか、時津町とか、そういった職員でいう出張手当ですね。その分で予算を計上しております。ですから、この公民館費の中における費用弁償については、館長の分は1,250円の4回分程度で各館の計上をさせていただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

岩永委員が言われている費用弁償という取り扱いと普通旅費ですね、今まで普通旅費というところで館長の旅費等も組んでいたんですけども、館長に対しては普通旅費でなく費用弁償で支払うことが本来の姿ということで訂正をかけられたんです、うちの方が。

本来分かりやすく言えば普通旅費で今3万いくらですかを計上すれば分かりやすかったんでしょうけども、費用弁償という言い方に変えなさいということで指示を受けて、変えてきているものですから、ちょっとそれがニュアンスが分かりにくくて、費用弁償でいくと1,000円なものですから、言われるように30日分しかないのではないかということになるんですけども、旅費の表示の仕方が費用弁償となったものですからこういう表現になっているとでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

趣旨は分かります。ところが例えば、館長がどこかに出張をするということもありうるわけですね。その分の4回分だろうと今ようやく理解をしたんですが、費用弁償というのは、費用弁償に関する条例に基づいて費用弁償を支給できるわけですから、その分とごっちゃになってしまうわけですね。だから本来は、やっぱり元に戻して、混乱してしまいますよ。何が費用弁償ですか。館長を、命令をかけて、ある会がどうしてもあるということで、それを教育長が命令して出張に行ってきたと、いいですよとすれば、それは出張のための旅費なんですね。日当もあれば旅費の実費分でもいいんじゃないですか。そういう規定の中によって旅費を支給させてあげるのが本来だろうと思うんですね。今までそうしてきましたよね。そう言われたのはよく分かりますけども、今の実情はよく分かりましたので、もう少し研究の余地があるのではないかなと思います。どうですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

委員のおっしゃることもよく分かるところでございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例という中で、3条に費用弁償ということで謳ってあるところなんですけども、その中で各種委員については1,000円とか1,500円ということで1日につきというようなことで定められているんですけども、3条の2項のところに「特別職の職員で非常勤のものが職務のため旅行したときは、長与町職員等の旅費支給条例の例により旅費を費用弁償として支給する。」ということで書かれておまして、これが指導の趣旨でございます。ですから館長等が町外に出張した場合においては、公用車で町外、長崎市でしたら1,250円を費用弁償という細目の方から支出をしておるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。次に174、175、次のページまで3目図書館費です。ここで何かありましたらどうぞ。いいですか。176、177、次のページまでありますが4目文化振興費、ここでありましたらどうぞ。いいですか。178、179

の5目文化施設管理費、次のページ、それから182、183の1番上段までですね。ここで何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

若干戻って申しわけないんですが、175ページの図書館費で報償費の中で図書館まつりの賞品代ということであります。恐らく子供たちに俳句とか短歌か俳句かつくってもらって、その中で優秀な作品をつくった児童生徒に表彰するというのは、1つあるかと思うんですが、長与町内の小学校、中学校の生徒かなりたくさんいらっしゃる中で、これに該当するのが非常に少なく、狭き門なんですよ。今もう全体的に縮小、縮小という状況なんですけど、こういった部分については、かなり子供たちの俳句、短歌等読ませてもらうと本当にびっくりするような、私でも書けないような感性を持った子供たちがたくさんいるのに、非常にもったいないと感じるんですよ。そういった点で今回29年度実施してみて、そういった実態があるのであれば、もう少したくさん対象広げるといのが、してあげたほうがいいのではないかなというのを感じているんですが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

これにつきましては、図書館まつりの俳句等の入賞者、特選者とかに図書カードとかを配布する予算の分でございます。おっしゃるとおり結構多くの子供たちに参加いただいているところなんですけども、なかなかPR不足ということで、その辺は本当少ないというところ、ご指摘どおりだと思います。来年度につきましては、もっと早目の段階から周知を図りたいということで考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですね。文化施設管理費関係で何かありましたらどうぞ。いいですか。次182、183、次のページの上段までありますが、ここで何かありましたらどうぞ。次184、185、10款7項2目体育施設管理費の部分で何かありましたらどうぞ。次のページの中段までです。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

183ページの18備品購入費で、一般備品の購入の中でトランシーバーというお話がありましたけど、もう少しこれの活用方法、どういった活用を考えているのかをお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

トランシーバーにつきましては、町民体育祭等の行事のときに各係間で連絡をし合うために必要な物ということでお願いをしているところでございます。これにつきましては、従来、辞められたスポーツ推進員の方がお持ちになっていまして、それを従来まで利用させていただいていたという経緯があるんですけども、スポーツ推進員をお辞めになられましたので、必要性が生じまして今回お願いしているところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

いろんな行事でやっぱりトランシーバーというのは、携帯電話よりも瞬時にボタンを押せば連絡が取れ合って、例えば車の誘導であったり、こっちの駐車場がいっぱいなのでという、いろんな連絡が瞬時にできて、有効活用ができると私も思っているんです。これがただ単に係員だけの利用じゃなくて、例えばコミュニティ、これはちょっと課がまたがるかもしれませんが、そういう社会教育の関係とか幅広く、例えば対応ができるようなそういったことが考えられないかどうかですね。例え他に小中学校の運動会等々の要員の方々も、そういったものがあれば非常に便利、個人負担でされているところもあるみたいなんですけど、そういったことができないか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

委員のおっしゃるとおりかと思います。ですからこれにつきましては共通備品というような格好で庁舎内だったりとか、学校関係ですね、周知を行ったうえで使いたいというところには、貸し出しをしたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。次184、185。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと確認なんですけれども、スポーツ振興審議会委員報酬のところでの説明で、町制50周年の事業に関して協議というふうにご説明があったかと思うんですが、他の審議会等の説明の中で50周年に関する説明は一切なかったんですが、今回、説明があったということで、何か目的があってこのスポ振の審議会の方で協議をしているということなんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

50周年記念事業といたしまして、今、10マイルロードレース大会、16キロほどの距離なんですけども、一応、今企画立案中でございます。それについてスポーツ振興

審議委員の意見をお聞きするというので、3回をプラスして予算要求をさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。なければ次行きます。184、185、体育施設管理費です。次のページの中ほどまでどうぞ。他にありませんか。なければ、歳入歳出それから主要な施策に関する説明書。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

使用料全般的な質問なんですけれども、使用料条例を審議する際には、減免関係を規則の方で定めるという話で可決に至ったわけです。その後、この間の全員協議会でも減免規定をお示しをいただきました。規則の方については、現在もうできているんでしょうか。まずその件1点ですね。出来ているならば提出というか資料として我々にいただくことができないのか。実は明日、これに関する請願審査があるわけで、確かに都市公園条例関係が多かったんですけれども、我々の手持ち資料として今の一覧しかないわけですね。あと条例しか。今の規則の件について、お答えいただけますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

規則につきましては、今度27日に定例教育委員会があるんですけども、その承認を得るために、今作成中でございます。明日明後日ぐらいには提出をしないといけないんですけども、作成中ということで申し訳ありません。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

現在作成中の規則ですけども、文言的な条例上とか規則的なことの言葉遣いとかの形で作成をしている段階で、今皆様にお示ししている、どういう団体を減免するという内容的なものは変わらずに、法的な文言の調整を今してるところでございまして、でき上がっていないというのがちょっとニュアンス悪いんですけども、そういう形でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

187ページの工事請負費でフットサルのところにナイター設備ということで、大体いつ頃これを整備を行うのかという計画と、あわせて遊具を近くに整備するということですが、これが例えば幼児用なのか、それとも小中学生ぐらいが使えるような、どういった対象年齢の遊具になるのか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

フットサルのナイター設備の工事につきましては、先ほど説明させていただきましたけども toto のスポーツ宝くじの申請中でございます。その結果が出るのが4月になってから結果が出るということでございます。その結果を受けまして設計監理業務委託をいたしまして、設計書ができ上がってから一般競争入札となろうかと思っておりますので、8月以降ぐらいになるかと思っております。遊具の件でございますが、遊具につきましては運動広場の横の幼児の遊技場ということで、今現在、砂場だったりとか、ジャングルジムがありますけども、そこに120万の予算で設置できる個数を設置をいたしたいということで考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

全体的なところで質問なんですけど、講師謝礼がいろんなところの予算に組まれていると思うんですけども、いろんな公民館とか館で。講座の講師の選定のことなんですけれども、私たちとすれば町の予算ですので、できれば町内在住の方でいらっしゃれば、優秀な方というか、お引き受けいただける方が。選択肢を狭めるということでは、そういうことはいけないのかもしれないんですけども、まず選定する基準について、どういったことで選定に至っているか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

講座の選定につきましては、各講座の方からご要望をお聞きした上でニーズがある講座から実施をしております。そのためにまず講師の先生を探さないといけないということがありまして、いろんな方からお聞きして、その方がたまたま町外の方だったりとか、町内の方だったりとかしているところでございますが、それで今、うちの方が業務改善の一環として、今までの講座の先生とか、そういった教えていただける先生方のリストアップといいますか、データ収集をしているところですけども、そういったものも今後、活用をしていきたいと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今の件は分かりました。先ほど質問すればよかったんですけども、169ページの社会教育委員会の委員とか、社会教育推進指導員の件でお尋ねしたいんですけど、前も質問

したかもしれないんですが、社会教育委員会の委員の選定については、例えば学校の先生とか、校長先生だった方とか、学識経験とか、どういった条件でお願いをしているのかお伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

社会教育委員の皆様につきましては、学識経験者であったりとか、団体代表であったりとかいうことでお願いをしているところがございます。ですから学識経験の方の委員が辞められた場合は、代わってやはり同じく学識経験がある方ということでお探しをしているところがございます。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

この社会教育委員会の委員の方の人数と、また任期についてお知らせいただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

社会教育委員につきましては9人の委員の方がいらっしゃいます。任期は2年でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

これで最後にしたいと思うんですけども、主に会議等が開かれていたりとか、いろんな勉強会とか、そういったものにも参加されているのかなと思うんですけども、主に会議以外でどういった活動を目的にといいますか、お願いをしているのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

社会教育委員につきましては、こちらの方からいろんな審議をしていただく他に、自らが考えて活動をしていただいております。各公民館の祭とかそういったものに参加していただいておりますし、以前、渡辺教育長のときに答申をお願いしたところなんですけども、その答申の見直しを今現在10回ですか、平成27年度から今年度にかけて10回程度の答申の見直し作業を、費用弁償だけでしていただいている状況でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

長与町民文化ホールの、179ページ、2回分の講演が618万ですかね。2回分の講演会の謝礼とおっしゃいましたかね。これについて予定はどのようにされているんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

自主事業の分につきまして618万の予算を計上しておりますが、文化ホールの自主事業の分につきましては、2回分で420万ということで上げさせていただいております。なお、これにつきましては予算がまだ承認されておりませんので、予算が承認された後に検討をしていきたいということで考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。それでは、所管から平成29年度当初予算施設使用料増加計上額、それと施設使用料にかかるこれまでの時系列の経過、これが配付されていると思います。これについて課長から説明を求めます。

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

それでは、資料についてご説明をさせていただきます。はじめに主要な施策の使用料の見直しにおける年間収入の増加見込額、減免反映分でございますが、提出資料といたしましては、今回の使用料改正により平成29年度当初予算において増額した施設使用料の計上額を提出させていただいております。この額につきましては、12月議会において提出いたしました年間収入の増加見込額概算の2分の1により算定しております。これは当初予算要求額の確定が1月中であったことから減免措置については確定しておりませんでした。今後の話し合いということでしたので、見込額の2分の1ということで予算の計上をいたしましたものでございます。次に、各施設の使用料手数料における平成28年度第4回定例会議決後の経過でございますが、周知方法につきましては、時期的に早くできるものからということで周知を行ってまいりました。まず1月12日にホームページで周知をするとともに各公民館等の施設におきまして、施設ごとの使用料改定の料金の周知を行っております。次に18日に自治会回覧配布がありましたので自治会へ回覧をいたしております。19日に町の体育協会の理事会がありまして、そこで改定理由及び新料金表を説明させていただいております。2月1日に町の体育協会に加入されております単位競技協会の代表にお集まりいただきまして、料金改定の説明をさせていただきました。27日には委員の皆様ご承知のとおり、議会の全員協議会において説明をさせていただき、翌28日にはスポーツ振興審議会及び町体育協会加入の単位競技協会の代表の方に、施設使用料の減免規定についてご説明をいたしております。また、体育施設の団体登録者につきましては3月2日と12日の両日、施設使用料の改定及び

減免規定の説明をさせていただいております。また、陶芸の館利用者の説明会を3月の3日、4日、両日、同じ説明をさせていただいております。その他、広報ながよ2月号から3月号に施設使用料の改定理由及び新料金表を掲載しております。今度の4月号には減免規定を掲載する予定としております。さらには27日以降、各施設において減免規定の提示と広報ながよと内容は同じものになりますけども、減免規定の資料を配付をさせていただくというようなことで予定しております。

以上、簡単ですけども説明とさせていただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりましたので、これから主要な施策に関する説明書、予算の説明書、今の資料、それぞれ結構です。総体的に質疑があったら進めていきたいと思えます。何かありましたらどうぞ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今、ご説明いただいた当初予算施設使用料の各施設の使用料の議決の経過についてなんですが、1月からずっといろいろなことをされていて、徐々に1月からの時系列で分かってきているんですが、各団体の説明会をなさって、2月、3月ですね。その説明会をされた中で、皆様はどのように納得したのか。ただ、説明をただけで終わって、それでよしとしたのか。それとも納得をされたのか。そのあたり執行部側は感触はどのように思われているのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

一般質問のときにもお答えさせていただいたところなんですけども、体育団体の登録者説明会のときに、180、90近くの団体が来ておまして、その中で反対があったのが5つか6つの団体ということで記憶しております。その他の方たちからは反対意見が出なかったということがありますので、大半の方につきましては納得いただけているものということで考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この使用料を負担する負担しないというのは、それぞれの考えがあって、私は受益者負担というのは当然だということで賛成をしましたがけれども、私、この増加計上額ということで表をいただいて、大変ここまでさせていただいて申しわけないんですが、実はもう1点、実際に各館、公園、そういうものにかかる経費というのも本当は知りたかったんですけど、それは資料づくりするには大変なことなんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

答弁をお願いします。

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今ちょうど言われるのはコストだと思うんですね。どういう形で、どれだけの費用がかかっている。どれだけ収入があっているんだというのをお示しすれば分かりやすいということでしょうから、私どもの手持ちの資料で構わなければ、お出ししても構いませんし、そういう形でお示ししてもいいと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この委員会の中で要求した資料ということで、いただけるとしたらありがたいんですけども、当然という考え方のもとで反対をされている方は、どれだけの費用がかかっているかということは実際に全然分からないわけですよ。当然のこと、当然のことというだけで、そこの周知もある程度必要なんじゃないか、というか説明ですね。周知というよりも説明も必要なんじゃないかと思うんですけども、今までそういうことの説明をされてこられたんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

今まで単位競技協会の代表者の方の話し合い、また体育施設の団体登録の説明会、それと陶芸の館の利用者の説明会におきまして、経費の分につきましても説明をさせていただいております。27年度実績で生涯学習課の分の運営管理費が約1億5,000、ちょっと何百万かはあれなんですけども、そのうち使用料としていただいているのが1,700万ほどですから、1億3,000万につきましては税金で財源充当させていただいている。率でいうと12%分しか従来、使用料でいただけてませんというふうなことでの説明はさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

先ほど次長が手持ちの資料でよければ渡せるということでもありますので、それを提出をお願いをいたします。その間、他に何か質疑ありましたらどうぞ。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この経過についての中で、2月28日のスポーツ審議会、町体協の単協の代表者会、これはそれぞれ何人出席されたんですか。スポーツ審議会は9人かな。ちょっとそれをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

28日のスポーツ振興審議会ですけれども9人だったと記憶しております。単位協会の代表者会なんですけれども、全協会は確か出てなかったと思います。3つか4つの協会が欠席、3つだったですかね。19ですか。複数出席が何人かいらっしゃいました。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開をします。29年度当初のランニングコストという表題がついた資料がありますので、これ簡単に説明をいただきたいと思います。

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

まず、お手元の方に勤労青少年ホームという形の書類があると思いますけれども、これは当初予算を全部各款項目ごとに入れ込んだやつで計上をしまして支出合計、それと歳入として入って使用料が幾ら入るかを計上しております。それと格差ですね。その下に何%ぐらい収入で補っているのかということです。最終1番下の段に書いてあります収入差額というのが、今回、見直しによって増額が見込まれる額を計上をさせていただいております。1番右端になりますけれども、それによりまして支出合計が2億215万3,000円、収入が1,305万7,000円という形で、赤字というちょっと語弊がありますけれども1億8,996万円の赤字、収入率としましては6.46%の収入率、文化施設関係での使用料見直しで増額する分というのが298万3,000円ということになります。

もう1枚も同じような形で掲載をさせていただいております。町民体育館での支出が1,896万6,000円、収入が474万8,000円、それでだいたい25%の収入になっているということで、1番下の分が今回の見直しによって収入増額分となった94万8,000円という形です。記載の表現の仕方等は先ほどの文化施設と同じような形になりまして、体育施設で7,482万円の支出で、収入が2,015万6,000円で、赤字が5,466万4,000円、収入率といたしまして26.94%、体育施設の見直しによる収入が560万6,000円というふうになっております。簡単ですけれども以上が資料の内容でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

体育施設とそれ以外の公民館施設とか分けて、今資料が説明をされました。何かこの資料で質疑がありましたらどうぞ。いいですか。それでは総体的に質疑ありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その前にいただいた使用料の議決後の経過についての中で、ちょっとお伺いしたいことがあります。単位協会の代表者説明会に同僚議員が、ちょうどその関係も兼ねているということで参加したときに、ちょっと確認してほしいということで私も伺ったのが、そのときにこの中で利用停止、団体登録の取り消しに関連するいくつかの項目がありまして、以下の条件にあてはまった場合は、団体登録を取り消される可能性がありますよというような中で、1つはキャンセルの連絡がなかった場合とか、無断使用、不正登録、目的外使用といろいろと7項目あるのですが、それだけを見るとそうかなと思うんですが、よくよく見ると悪意がなくて、キャンセルを本来しなければいけないけども、例えばAさんがBさんにキャンセルを頼んでいたつもりが、どうもお互いの考え、行き違いがあったとかで、場合によっては悪意がないけども町の方にキャンセルの連絡をし損ねる場合とか、こんなことがあるのか分からないけども、ソフトをするつもりで行ったけども、もう1つ別のボールがあって、人数も揃わなかったから別のことをするとか、ある方から通報が行って違うことしていると、そういったものまで含めて、あなた取り消しますよということになりはしないかという心配が出てくる可能性もあるので、そういう機械的なあてはめ方がされると非常に困るし、また町に対しても不服のいろんな問い合わせがあるかと思うんです。そのあたり大丈夫なのかどうかですね。もう一つ付け加えると議会の中でも傍聴者に退場を命じるというのがあっても、実際にはまずは注意をするとか、一定の手順を踏んだうえでそれでもの場合は退場とか、そういうふうなのがあるんですが、そういうことが検討されているのかどうかお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

1回、無届けで使用しなかったからと即禁止ということではございません。うちの方、キャンセル団体について集計はとってないわけなんですけども、管理人からの報告でどの団体がそういったことで無届けで使用しなかったかということが分かっております。ですから1度ですぐ中止ということではなくて、それらの回数が2回、3回と重なった段階ですぐ指導はしますけども、それでもなおかつ直らないという場合においては、使用を禁止するということになるかと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

使用料のことから少し離れて社会教育に関連してなんですけども、生涯学習課で管理している館がいろいろあると思うんですが、その館の窓口といいますか、事務局、事務の対応について、ちょっと複数の住民の方から非常に不愉快な思いをしたという町民の方から連絡がありました。私もその方に直接、指導監督する立場でありませし、町民

の方から言われたときには、それは今後、役場の方に声をそういった苦情があったという
ことで伝えるということがありましたので、今言うわけですが、ある意味、地域、地
域の、長与町は支所がないから館、館がある意味長与町の顔的な役割で、町民の方も場
合によっては、いらっしゃる方が役場職員なのか、パートなのかよく分からないという
当然、役場の一部だというふうに認識しているので、やはり待遇をもう少しきちんとし
とかなないと町に対する、何と言うんですか、もう役場はというふうに逆に言われかねま
せんので、特に今回、いろいろ再任用等々で変わったりもありますし、その方もですし、
パートも含めて気持ちよく町民の方と待遇をするような指導というのは、29年度そう
いったことも必要ではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

そういった不愉快な対応というのは、本当ここでお詫び申し上げます。今後、そうい
ったことがないように各館長のほうに周知徹底をさせていただきたいと思っております。
申し訳ありませんでした。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

この使用料等の経過、説明するにあたって町民の方の意見を聞いてなかったとか、そ
ういうお叱りの言葉も私もたくさんいただいて、確かに期間が少なかったことと、そう
いった反省点も踏まえてはいるんですけども、声高の人の苦情は役場の方に届き過ぎる
ぐらい来ているのかもしれないんですけど、私が他の方に聞いたときには、町民の方が
正直お金を払ってもいいからその施設を借りたいと思うぐらい占有をされている。特に
仕事を持っている方は、昼間、貸し出しのところに受付に行けないですよ。夕方から
もいろんな館開いておりますので、そういったところで申し込みをするんでしょうけれ
ど、そうするともう先、先、先走ってずっと取られてしまっているというところがあっ
たり、先ほど同僚委員がキャンセル料で1、2回そういうことがあったからといって、
危惧されて質問されたと思うんですけど、私は逆の方を聞いて、実際に借りたかったの
にキャンセルをされない。うちの地元で言えば、そういうことは考えられないってキャ
ンセルするなら当然キャンセルして使わないと言うべきなのに、無料ということでその
まま悪意があるかどうかは別として、そういうふうな声も聞いております。だから何が
言いたいかという今回、お金を、長年無料だったからお金を払うのは誰でも嫌だと思
うんですよ。だけど近隣とかスポーツをしている人に見れば、当然、貸してもら
うことによって使用料がかかるということは分かっていますということ声もあるんですね。
そういう声もわざわざ仕事をしてたりとか、そういうことを町に届けるようなことなか

なかされないと思うんですけど、そういった賛成しますというか、分かりましたという声は届いてらっしゃるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

苦情のほうは、委員おっしゃるとおり届いているところでもありますけども、知人の方とかを通して、今、委員がおっしゃられたように本当に使用料をとってよかったというふうなご意見があったということはお聞きはしておりますけども、正式にということでは、お聞きはしておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私も今回のことで、私のことを議員だと分かってらっしゃる方がいるんだなというぐらい非常にいろんな質問とか、苦情とかいろんなところで聞いたところなんすけれど、そういった声も実際にあるわけですよ。この間もコミュニティのグラウンドゴルフ大会で説明をしたら丁寧な説明を聞けば確かにそうだって、あなたの言うことを聞けばよく分かるよと。だから十分に説明をしたらみんな分からないわけじゃないんだからという、そういうご意見等も伺うので、やはりどんな方に対しても丁寧な説明が、何度も言っていると同じことを聞かれてる立場とすれば、またかという気持ちもあったりはしますけれど、その方は初めて聞くわけだから、親切丁寧な説明が、役場本体、先ほど同僚委員も言いましたけど、役場本体のみならず各施設の方々にも周知すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

委員のおっしゃるとおりかと存じます。ここにも載せておりますとおり減免規定のところ、1番住民の方には問題なのかなと考えております。来週になりますが、各施設に減免規定の拡大のしたものの掲示をするとともに、広報ながよの原稿と一緒にありますけども、減免規定について配布できるようA4の裏表の用紙で配布をしまして、周知を図っていきたいということで考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで生涯学習課所管の審査を終わります。ご苦労さまでした。

場内の時計で、14時55分まで休憩をいたします。

（休憩 14時43分～14時55分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。

次は、会計課所管の審査を行います。議案の説明を求めます。

谷本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（谷本清君）

それでは、平成29年度、会計課所管分につきましてご説明いたします。

収入総額2万7,000円、歳出総額3,525万3,000円でございます。

では、歳入からご説明いたします。まず説明書の28、29ページをお開きください。15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金でございます。会計課所管分は、説明欄の下から4番目の用品調達基金運用収入1,000円でございます。普通預金の利子分でございます。次に32、33ページをお開きください。19款諸収入2項町預金利子1目町預金利子で2万6,000円を計上しております。これは一般会計や町県民税等の歳計外の普通預金及び定期預金の利子分を計上しております。昨年度と比較しますと14万7,000円の減額でございますが、預金利率が低くなったことによるものでございます。

次に歳出でございます。48、49ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費4目会計管理費でございます。職員5名の人件費が主なもので、総額の97.1%を占めております。前年度比で、給料212万8,000円、職員手当等で152万円、共済費で132万2,000円の減額となっておりますが、この主な理由は、平成28年4月の異動により管理者が課長兼務となり管理職が1名減になったことなどによる減額でございます。11節需用費が3万8,000円減額となっておりますが、これは消耗品費の減額が主な理由です。次のページ50、51ページの14節使用料及び賃借料までが所管分でございます。次に190ページ、191ページをお開きください。12款公債費1項公債費2目利子でございますが、会計課所管分は説明欄の1番下の一時借入金利子償還金85万円が会計課所管分でございます。次に214、215ページをお開きください。債務負担行為ですが、上から2段目の複写機リース料の平成26年度限度額117万8,000円のうち55万5,000円が会計課分でございます。平成28年度までの支出額27万8,000円、平成29年度から30年度までの支出予定額27万7,000円です。最後に基金の状況でございますが、主要な施策に関する説明書の45、46ページをお開きください。会計課所管分は、下から2番目の用品調達基金100万円でございます。封筒や納入済通知書等の集中購買を行っております。

以上、会計課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず歳入28、29ページ、15款1項2目、いいですか。次32、33、19款2項1目、いいですね。次に歳出いきます。48、49、2款1項4目会計管理費、次の

ページの上段のほうまでが会計課所管です。ここで何かありましたらどうぞ。なければ190、191、12款公債費2目23節の1番下、一時借入金利子償還金、これが会計課所管です。いいですか。あと主要な施策に関する説明書、それから歳入歳出あわせて総体的に質疑ありましたらどうぞ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

1点だけ質問をさせていただきます。用品調達ということで、用品の集中購買ということで封筒等を購入をしているということですが、今どこの自治体も行財政改革の観点から事務用品等を全て庁舎内で一括をして発注をして、そこから分けていくというやり方に変えていっているところがあるような気がするんですけども、それに関しての会計の考え方というんですかね、お願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（谷本清君）

お答えします。以前からもそういったお話がされてきたんですけども、所管、所管によって、いろいろファイルについてもボールペン等筆記用具類ですね。そういうものも集中で購買してはという話もあったんですが、今のところ、ちょっとそのところまで話が進んでおりませんで、現在は行っていない状況です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

要望になるのかもしれないんですけども、各所管で必ずこれはもうここでしか使わないというものもあろうかと思いますが、庁舎内全体である程度、決まって購入できるものというのは、この封筒以外にもあると思うんですよね。そういうリストアップをされてやっぱり検討されたらどうかと考えるんですけど、最後にお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（谷本清君）

この件につきましては、庁舎全体に関わることでもございますので、総務課及び契約管財課、そちらの方とも一緒に協議をしてみたいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

同じ用品調達基金の件で、これは管財課の時に少しお話をさせていただいたんですけども、ダイヤルインを導入してダイヤルインの周知のために、封筒にもダイヤルイン

番号を印刷するべきではないか。よその市町村でもよく裏側にダイヤルイン番号を印刷しているところがあるんですよ。そういったところで、今後、いかがでしょうか。そういったことで対応して費用をかけて導入していますので、それを有効活用するということで、担当課のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（谷本清君）

裏面の印刷という形になりますので、ちょっと費用が上がるのかなという懸念はございますが、町民に周知するという方法ではいいことではないかと思っておりますので、これもちょっと検討させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで会計課所管の審査を終了いたします。

場内の時計で15時15分まで休憩します。

（休憩 15時05分～15時13分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会審査を再開をいたします。

これから農業委員会所管の審査を行います。議案の説明を求めます。

森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

大変お疲れさまでございます。よろしく願いいたします。それでは農業委員会所管分の予算に関する説明書に沿って説明いたします。

まず歳入ですが、24、25ページをお開きください。14款2項4目1節ですが、農業費補助金です。該当する項目は2件ありまして、1件目は説明欄の最上段、農業委員会交付金115万6,000円、そして下から上に参りまして3段目の農地集積集約化対策費補助金124万8,000円です。次に32、33ページをお開きください。19款5項1目1節の雑入です。同じく説明欄の上から下に行きまして6段目の農業者年金事務委託手数料18万7,000円。以上までが歳入でございます。

次に歳出ですが、120、121ページをお開きください。6款1項1目1節報酬ですが、平成29年度より農業委員報酬の他に新たな予算として農地利用最適化推進員報酬151万2,000円が増額となっております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費までが職員3名分の人件費となります。次に7節の賃金ですが、8節の報償費を先にご覧いただきたいと思っておりますが、1番下に農地利用状況調査謝礼等を記載しておりますが、毎年8月から10月下旬にかけて町内農地の調査を行っております。その際の資料整理があります。次に13節委託料をご覧ください。農家台帳農業地図システム保守

委託料です。この委託料の中に農地所有者から情報提供を受けたデータをシステムに取り込む作業がありますが、その前に整理が必要となります。以上のようなことで7節賃金でパートをお願いするものでございます。次に8節報償費です。先ほど賃金で申し上げました以外に、謝礼として新たに農業委員候補者評価委員謝礼分が増えております。次に9節旅費ですが、通常の会議、農業委員研修の他に農地利用最適化推進員の費用弁償、研修、また女性農業委員の研修が沖縄県で開催されますので、その費用として前年度と比べて24万円ほど増額となっております。10節公債費、11節需用費ですが、需用費については農地利用最適化推進員の設置に伴いまして8万円ほど増額となっております。次に13節委託料です。この委託は7節賃金で申し上げた他に、農家台帳の更新及び管理するための保守業務等々になりますが、平成29年度農家台帳システム変更に伴うAD2連携修正の費用として、大体43万円ほど計上させております。あと14節と19節については昨年同様の計上となっております。

なお歳入で申し上げた交付金、補助金及び雑入の年金事務に伴う手数料はそれぞれ該当する項目に対して充当することにしております。そして最後になりますが、債務負担行為で214ページに電算機器リース料として34万3,000円が含まれておりますので、後ほどご参照いただければと思います。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、歳入24、25ページ、1番上段の部分ですね。農業委員会交付金と農地集積集約化対策費補助金。いいですか。次に32、33雑入の部分です。農業者年金事務委託手数料。いいですか。

次、歳出行きます。120、121ページ、ここでありましたらどうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

報酬のところ、農地利用最適化推進委員報酬、新しい制度といいますか、新たに農業委員と農地利用最適化推進員があって連携をし合うということだろうと思うんですが、その連携、ちょっと私もイメージがよく農業関係じゃないもんですから沸かないんですが、最適化推進員が現場活動を行うとなっているんですが、少し具体的にいくつかの項目があるかと思うんですが、主な現場活動とは何ぞやという点で、少し特徴的なものがあればお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

予算の説明の中で申し上げましたけども、8月から10月の間に農地の利用状況調査を毎年行っているんですよ。それを農業委員と地区の調査員の方々でしていただいているんですが、今後は、その中に農業委員と最適化推進委員が中心となって連携をしながら、そのときのその活動をしていただく。またその他に毎月、例えば現地調査とか、農

地転用の確認とか、そういうものを最適化推進員が出ておられたときに、最適化推進員が地元の農業委員に連携というか話をされて、その事業を進めていただくと。それと毎月行われます総会に農業委員と最適化推進員が出ていただくと。お互いに地区の連携を保ちながら進めていくという流れに、大まかに言えばそういうふうな流れになります。よろしくをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

1つは、担当の地域に出て行って連携しながら農地法上のいろんな任務はあるということですね。それともう1点、確認といたしますか、農業委員会に推進員の出席を求めることができるかということがあるんですが、今おっしゃられたように、実際29年度、これは推進員が農業委員会に出て意見を述べるとか、会議に参加するというのが特別な事情の場合なのか、それとも比較的頻繁にそれは起こりうることなのか、このあたりはどういうふうに考えたらいいかですね、お知らせいただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

毎回、月に1回総会があるんですけども、その総会に必ず出ていただくということになります。それで意見を述べていただくということになります。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで農業委員会所管を終わります。ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。

これから議会事務局の審査をいたします。議案の説明を求めます。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

お疲れさまです。それでは当初予算の方ですけども、説明書の方で説明をさせていただきます。40、41ページをお開きください。1款1項1目議会費の方でございます。1報酬につきましては前年度同額を計上しております。2節給料、3節職員手当等の1番下の議員期末手当を除く部分、それと4節共済費の1番上ですね、共済組合負担金につきましては職員分でございます。3節の1番下になりますが議員期末手当につきましては、昨年度、月数の改正が行われまして3.1月ということになりましたので、こ

この部分で53万7,000円の増額計上をいたしております。それと4節共済費になりますけども、議員共済会事務費負担金、給付費負担金、公務災害補償負担金の部分ですけども、真ん中の共済会給付費負担金、こちらの方が負担率の方が41%、28年度41%であったものが39.7%ということで落ちておりますので、この部分で負担金が64万9,000円の減額ということで計上をさせていただいております。続きまして7節賃金でございますけどもパート賃金、こちらの方につきましては会議録作成のために定例会の3月と9月のときに2か月、それ以外を1か月ずつパートをお願いをしているところでございます。パート賃金の単価が新年度720円から750円に上がりますことと、それと通勤手当が1日300円というものが新年度から適用されるということでその分を計上しておりますので増額という形になっております。8節報償費につきましては例年どおりの計上をさせていただいております。9節旅費につきましても、新年度予定をされる普通旅費、研修旅費、費用弁償につきまして計上しております。総額では昨年度と比べて2,000円の減額ということになっております。10節交際費の方ですけども、昨年度の計上額が80万円ということでございましたが、今回、当初予算につきましては経常経費についてのマイナスシーリング5%というものが大きく出ておまして、例年この交際費では40万前後を執行していたんですけども、5%落としても大丈夫だろうということでマイナスの4万円、5%マイナスの計上をさせていただいております。11節需用費につきましては例年どおりでございます。ページが42、43の方にまいりますけども、役務費も昨年同額を計上をさせていただいております。14節につきましては車借上料のところ17万円計上しておりましたけども、これを5万円減額して12万円の計上、有料道路等使用料につきましても5万円計上しておりましたけども、先ほどのマイナスシーリングで5%の減額ということでマイナスの2,000円を計上しております。19節につきましては、各種講習会等負担金の部分を4万2,000円計上させていただいております。こちらが昨年度と比べまして実績ですけども6万6,000円の減額をさせていただいております。他は同額を計上させていただいております。以上簡単でございますが、議会費の説明を終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

4節の議員共済給付負担金ですけども、これは多分、議員を辞めたOBで給付金をもらっている人の負担金だと思いますけども、今、OBで何人ぐらいの人が該当されるんですか。分かりますか。分からないならいいです。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

誰々が該当するかというところは、うちのほうで把握はしておりません。この退職共済の方が一旦打ち切られたのはご存じだと思いますけども、その時点で共済金を受けられる方、対象の方々の共済金を全国の議員の数で割り戻してこの率が算出をされておりますので、うちの方で具体的に誰がどうだということまでは把握はしておりません。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ここでしか聞かれないなと思って聞きますけども、パートの通勤手当の件を誰も今まで聞いてないんですが、ここ内輪ですから聞きますけども、この場合も通勤手当をつけてますよね300円。ところが、つけてあるところが多いんですけども、つけてないところもあるんですよ。ある款項ではですね。ただキロ数があるからそれでつくか、つかないかという、この人によって、今雇用しているのは、つかないので要らないという、予算措置してないよということはおかしいと。人によって違うというのは違うと私は思うんですね。だからこの場合はついてますけども、どうしてつくようになったんですか。経過をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

パート賃金のところの通勤手当でございますけども、先ほどご説明いたしましたように、うちの方では会議録作成のためにパートを定例会ごとに雇い上げてるという形でございます。ですからそのときそのときにおいては、どなたがパートになれるか、まだ29年度は分かりませんので、一応予算の枠としては、2キロ以上、通勤手当が適用される方を雇ったときのことを考えて予算計上をさせていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

よそのことは知らないと言われればそれまでですが、例えば働く婦人の家とか、その他、賃金がありながらないんですよ。内輪だから聞くんですけど、なんでつけたりつけなかったり、これは財政に聞かないといけないと思うんですけども、何かあるんでしょうか。何も聞いてないですか。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。

質疑ありませんか。

では質疑なしと認めます。これで議会事務局所管の審査を終わります。

それでは引き続き、監査事務局の審査を行います。それでは議案の説明を求めます。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

それでは引き続き、監査委員費の方の説明をさせていただきます。予算に関する説明書の76、77ページをお開きください。2款6項1目監査委員費でございます。1節報酬につきましては、監査委員の報酬、識見委員1名、議選の監査委員1名ということで例年と同額を計上いたしております。2節3節4節、この部分につきましては職員1名分の計上でございます。ご承知のとおり昨年の4月機構改革におきまして議会事務局の方に上がってまいりまして、今、後藤という係長1名にかかる人件費の部分でございます。昨年度までが管理職が事務局長で1人張りついておりましたので、人件費としては234万7,000円の減額がここで生じているという形になっております。9節旅費でございますけれども普通旅費が5,000円、費用弁償が1万円増額をしております。この部分につきましては、県下の町村監査委員協議会総会が29年度佐々町で開催をされるということが決定をしておりますので、それに係る旅費及び費用弁償の方が増額ということになっております。11節、次のページまでまたがりますが消耗品費の方で5,000円、食糧費の方で1,000円昨年度より減額をいたしております。これにつきましては、当初予算の方はマイナスシーリングということで可能な限り削ってくれということになっておりましたので、ご説明いたしました5,000円と1,000円をそれぞれ減額をいたしております。14節の使用料及び賃借料、これが昨年度までございませんでした。自動車借上料ということで2万円の計上をさせていただいております。こちらにつきましては、これまで監査委員は独立機関ということで動いているわけなんですけれども、車借上料を持たないということでしたので、使う使わないは別にして、自動車借上料の枠を計上させていただいたところでございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、例年どおり同額を計上しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を受けます。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで監査委員事務局の審査を終わります。お疲れさまでした。

本日の総務文教常任委員会はこちらにて散会します。お疲れさまでした。

（散会 15時42分）

